



# 人 権 白 書

— 1995~2013 —

九州弁護士会連合会

## 卷頭言

弁護士法第1条第1項には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定されており、人権擁護活動は弁護士及び弁護士会にとって極めて重要な活動の一つであることは言うまでもありません。

当連合会は、これまでハンセン病問題や中国残留邦人問題、水俣病問題などの社会的な問題や重大な人権侵害について、人権救済申立を受けまたは職権で実態調査を行い、必要に応じ警告・勧告等の措置を行い、あるいは、シンポジウムを開催するなどして、先駆的な提言を行ってまいりました。

一方、近年、報道による人権侵害などが社会的にも注目されるなど、依然としてさまざまな人権問題が存在し、あるいは、新たに発生していることも事実であり、当連合会としても、引き続き積極的に人権擁護活動に取り組んでいく必要があると考えております。

そのような中、本書は、当連合会のこれまでの人権擁護活動の成果を事案ごとに取りまとめたものです。

本書により、当連合会のこれまでの人権擁護活動の状況について、多くの皆さまにご理解いただくとともに、本書を、今後の人権擁護活動の指針として存分にご活用いただければ幸いです。

平成25年9月

九州弁護士会連合会

理事長 住田 定夫

# 人 権 白 書

—九州弁護士会連合会の人权擁護活動—

弁護士としての責任 一ハンセン病問題一 1

我是誰～尊厳の回復を求めて 一中国残留邦人事件一 11

平和的生存権 一米軍ヘリ墜落事故と基地・憲法問題一 21

人権と報道 一報道の自由一 33

水俣病は終わらない 一天の声とともに一 45

表現の自由をまもる 一沖縄高江ヘリパッド事件一 57

編集後記 66

# **弁護士としての責任**

## **—ハンセン病問題—**

## 弁護士としての責任—ハンセン病問題—

### 一通の手紙から

1995年9月、九州弁護士会連合会（以下、「九弁連」と言います）宛に、国立らい病療養所星塚敬愛園の在園者である島比呂志氏から、「らい予防法・優生保護法について」と題する1通の書面が出されました。

当時、厚生省は、らい予防法の廃止に向けて新法制定の準備中でした。島氏の書面は、このような状況下で、人権擁護に最も深い関係を持つはずの法曹界が何らの見解も発表せず、傍観の姿勢を続けていると指摘し、九弁連に対してこのらい予防法問題に関する見解を表明するように求めるものでした。

この申立を受けた九弁連は、当時、独自の「人権擁護委員会」が設置されておらず、各単位会の人権擁護委員会の連絡協議会となる「九弁連人権擁護に関する連絡協議会」しかありませんでした。この連絡協議会は、島氏の申し立てを「人権救済の申立」ととらえ、その年の9月29日、長崎県弁護士会で開催された会議において、連絡協議会の中に「らい予防法廃止に向けての調査委員会」を設置することを決めました。そして、早速、その年の11月9日に鹿児島県の星塚敬愛園の視察と聞き取り調査を行うことを決めました。

こうして、九弁連は取り組みを開始したのです。

#### 1995年（平成7年）の出来事

- 1月17日 明石海峡を震源とする兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)が発生。マグニチュード7.3。死者6434人、行方不明3名。
- 3月20日 地下鉄サリン事件発生。
- 8月15日 村山富市総理大臣、アジア諸国に植民地支配と侵略を謝罪。
- 9月 4日 沖縄で米兵少女暴行事件発生。
- 12月15日 村山総理大臣、水俣病に関する政府解決案を閣議決定し、首相談話で被害者らに謝罪  
(本書「水俣病は終わらない一天の声とともにー」参照)。

国立らい病療養所（当時）は、北は青森県から南は沖縄県まで、全国13か所に存在していました。

在園者数は、九弁連が調査を開始した時期の直近である1994年のデータでは、13か所の国立療養所の合計で、5782名—うち男性3333名、女性2449名—でした。

九州内には、熊本県に菊池恵楓園、鹿児島県には、星塚敬愛園と奄美和光園、沖縄県には、沖縄愛楽園と宮古南静園の5つの施設がありました。九州内の在園者数は、全国の在園者数の40%を占めていました。

九州内の療養所		
熊本県	菊池恵楓園	873名
鹿児島県	星塚敬愛園	554名
	奄美和光園	139名
沖縄県	沖縄愛楽園	545名
	宮古南静園	217名
合計		2328名

## わが国のハンセン病対策

九弁連の取り組みを理解していただくため、わが国のハンセン病対策を簡単にご説明します。

ハンセン病（らい病）は、感染し発病に至るおそれがありわめて低い病気です。しかも、1941年には治療薬プロミンがアメリカで研究使用され、日本でも1946年に東大でプロミンの合成に成功、1948年には、日本らい学会が国産プロミンの効果を発表していました。

国は1907年、「癩予防ニ關スル件」（旧癩予防法）を制定後、一貫して強制隔離政策を行い、しかも隔離患者に対し、感染症とは無関係な断種や、墮胎といった非人道的な扱いをしてきました。

戦後、治療薬プロミンが普及した後も、また、個人の尊厳を基本原理とする新憲法制定後においてさえ、国は1948年に「優生保護法」を制定し、ハンセン病患者に対する断種や墮胎を合法化したのです。そして、国は1953年には新法の「らい予防法」を制定し、患者の強制隔離を維持強化しました。このらい予防法がようやく廃止されたのは1996年に至ってからでした。この強制隔離のために設けられた施設が国立ハンセン病療養所でした。

この間、国際的にみてみると、すでに1952年には、WHOがハンセン病患者に対する強制隔離条項の見直しを提言していました。

### \* WHO（世界保健機構）

人間の健康を基本的人権の一つととらえ、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

1956年には、マルタ騎士修道会が主催し、世界51か国が参加した「ローマ会議」において、「らいが伝染性の低い疾病であり、かつ治療し得るものであることを考慮して」、「本疾病に罹った患者たちに対するすべての差別的な法律は撤廃されるべきである」との決議が出されていました。

1958年に東京で開催された国際らい学会では、ハンセン病患者に対する強制隔離の撤廃決議が出されていました。

国内においても、1953年には、全国ハンセン病患者協議会が新法のらい予防法案の中にある強制隔離等に反対を表明し、強制隔離の撤廃を求めて「らい予防法闘争」を行っていました。

このように、国際的にも、強制隔離が医学的見地から誤っていることが明らかにされ、しかも、患者らが強制隔離の撤廃を求めていたにもかかわらず、国は強制隔離政策を継続し、戦後の新憲法下においても、それを維持・強化したのです。

この国の政策の誤りについて、日本らい学会は、1995年4月22日に出した見解において、そもそも「らいの伝染性はいたって弱い」ものであり、「社会の生活水準の向上」の中で「疫学的に見たわが国のらいは（旧法の時代においても）隔離とは関係なく終焉に向かっていた」ものであるとしています。また、「らいを国辱病と考える国粹主義や隔離を正当化する社会的防衛論などにも支持され、患者の救護よりも、伝染病の社会からの完全な排除を目的とする」「絶対隔離主義」を基本原理として採用した旧法（旧癩予防法）自体も、結果的には「立法の必要性はなかった」ものであると述べています。

さらに、この見解は、旧法の基本原理をそのまま引き継いだ現行法（新しい予防法）の制定時においては、「すでにプロミンの効果は明らかであったし、国際的には患者の隔離は否定されていた」ものであり、従って「ハンセン病治療は当初から外来治療が可能であり」「特別の感染症として扱うべき根拠は全く存在しない」にもかかわらず、日本だけが隔離主義に基づく療養所中心の医療を続けてきた」と述べています。

らい予防法の人権侵害性について、1994年11月8日に出された全国国立ハンセン病療養所所長連盟の見解では、「らい予防法は医学的な根拠を欠きながら、一つの疾患を負う患者の尊厳と基本的人権を著しく侵害ないし制限する条項を骨格としている」、「らい予防法の存在が結果として今日のわが国におけるハンセン病者に対するいわれなき差別と偏見を醸成した主要な原因の一つとなったことは否定できない」と述べられています。

以上のように、らい予防法は、多くの患者を療養所へと強制隔離する結果を招き、療養所内における断種や堕胎といった人権侵害行為をもたらしたのです。また、療養所外においても、世間の差別と偏見を醸成しました。そのために、患者は家族を巻き添えにしたくないという悲痛な思いから、故郷の家族との関係も断たざるを得なくなり、さらには本名を明かさずに偽名を使用せざるを得ない状況に追い込まれました。たとえ全快したとしても、厳しい世間の偏見や差別のため社会復帰も許されず、退所できたとしても、もはや家族のもとに戻ることもできない、いつ知られるやもしれない、とびくびくしながら、社会の片隅で隠れるように生きることを余儀なくされたのです。

らい予防法の存在は、ハンセン病患者・元患者から、人としての平穏な生活を奪い、将来を奪い、家族を奪い、家族を作る夢さえをも奪うものでした。それはまさに、個人の尊厳や幸福追求権を著しく侵害し続けるものだったのです。

しかし、私たち法曹は、この重大な人権侵害を傍観し続けてきました。

## 九弁連の取り組み

### 聞き取り調査

1995年9月、島氏の申立をきっかけに、九弁連人権擁護に関する連絡協議会は、調査委員会の設置を決めました。そして、その年の11月7日には、鹿児島県にある星塚敬愛園において調査を行うことを決めました。

次いで、この年の10月の連絡協議会では、「広く世間に存在する偏見差別の解消を図り、各種予防法の見直しを行う」ことが調査の方針と定められ、また、星塚敬愛園での調査だけではなく、この年の11月10日には、熊本県にある菊池恵楓園の調査を実施することになりました。

私たちは、この星塚敬愛園と菊池恵楓園での聞き取り調査を通じて、それまで知らなかつた強制隔離の実態、療養所内で行われた断種や堕胎等の非人道的な扱いの実態に少しづつ近づいていくことになりました。

### アンケート調査

その後、調査委員会は、本格的な人権侵害の実態調査を行うことが必要だと考え、九州内の5つの療養所の全入所者を対象としたアンケート調査を行うことを決め、1996年1月から実施しました。

質問項目は、入所期間、偽名の使用の有無、断種や堕胎の有無、療養所外の在郷家族との関係の有無等、そして、特に訴えたいことを自由に記載する欄と合計で18項目にもわたるものでした。

偽名を使ってまでも自らのことを隠し通してきた方々が多いハンセン病療養所で、無記名とはいえ、このようなアンケートに本当に回答が得られるのだろうか、と調査委員会は心配しました。

しかし、それは杞憂でした。よせられた回答は、白紙回答を除いた実数で1336通。これは、当時の5つの療養所の入所者数の半数を上回るものでした。

多岐にわたる質問項目のひとつひとつに、手書きでの回答が書きこまれていました。「訴えたいこと」の自由記載欄は、決して書き漏らしのないようにという思いか、小さな字でびっしりと埋められていきました。それを目の当たりしますと、入所者の皆さん様々な思いとその深さを感じることができて、思わず胸が熱くなりました。

本当に、このアンケートを実施して良かったと思いました。

以下、回答結果の内容の一端をご紹介します。

年齢については、入所者のうち70歳以上が64.9%

入所期間が40年以上の者が78.7%

優生手術や墮胎手術を受けたとする者は37.8%。

優生手術を受けたとする男性回答者のうち、47.8%が結婚の条件とされた「精子管切除術」を受けている。

46.1%の者が偽名で生活した経験を有しており、現在もなお31.3%の者が偽名を使用している。らい予防法廃止後の措置に対する希望として、64%の者が国の謝罪や慰謝料の支払い等を要求している。

といった内容でした。

ハンセン問題に関して、このような本格的な人権侵害の実態調査を行い、それをまとめたのは、九弁連が最初でした。

この調査結果は、後に行われた九弁連主催シンポジウム「らい予防法廃止問題を考える」の記録とともに、「緊急出版！らい予防法の廃止を考える＝九弁連調査とシンポジウムの記録＝」（九州弁護士会連合会発行）に詳細に掲載されています。

## 九弁連理事長声明と「見解と提案」の発表

アンケート調査と並行して、九弁連の調査委員会は、ハンセン病問題に対する国の対策の問題点を資料に基づきながら調査研究していました。

九弁連は、これらの調査結果をもとに、1996年3月、「らい予防法廃止問題に関する理事長声明」を発表しました。

その声明では、名誉回復や社会復帰の支援についての国の責務等について述べたうえで、「弁護士および弁護士会の立場において、重大な人権侵害を許容する法律の存在を長期にわたり許してきたことを反省する」と述べています。

またこのころ、島氏からの人権救済申立に対する回答として、九弁連は「らい予防法廃止問題に関する見解と提案」を発表しました。

その内容は、らい予防法の制定から廃止に至るまでの経緯や、アンケート調査の結果を踏まえ、らい予防法は制定当時から憲法13条の個人の尊厳や幸福追求権（自己決定権）などの基本的人権の根幹部分を明白に侵害するものであったと述べ、さらに国に対して、以下の点を要望しました。



国家補償の観点から、在園希望者には従前の生活や医療の保障を継続するとともに、社会復帰希望者に対しては自立生活の安定的な継続に資する補償を行うこと。

二度と同じ誤りを繰り返さないため、国の責任において、らい予防法の下で行われた構造的な人権侵害の実態の全面的解明と社会的偏見や差別の解消のためのあらゆる措置を行うこと。

そして、「違憲状態の存続を許した法曹の責任」として、「40年の長きにわたって、らい予防法の存在を許し、或いはその廃止を積極的に主導しえなかつたことに対しては法律家の責任も免れない」と述べました。

——1996年4月1日——

らい予防法の廃止に関する法律が施行され、らい予防法は廃止されました。

### 1996年(平成8年)の出来事

- 1月11日 橋本龍太郎氏が総理大臣に就任。
- 2月 9日 薬害エイズ事件で菅直人厚生大臣が被害者らに謝罪。
- 2月14日 将棋の羽生善治六冠が王将戦で谷川浩司王将を破り、史上初の七冠達成。
- 4月20日 福岡市に「キャナルシティ博多」がオープン。
- 6月13日 福岡空港でガルーダ機墜落事故。
- 7月20日 アトランタオリンピック開幕。

### 九弁連人権擁護委員会の発足とシンポジウムの開催

九弁連は、1996年4月、従来の人権擁護連絡協議会を、常設の人権擁護委員会へと発展的に改組拡充し、その年の6月15日には、「らい予防法廃止問題を考える」と題して、シンポジウムを開催しました。

そのシンポジウムでは、先ほど紹介したアンケート調査結果が報告された後、由布雅夫菊池恵楓園園長、関谷繁二厚生省保険局エイズ結核感染症課・課長補佐、内田博文九州大学法学部教授、八尋光秀弁護士をパネリストとしてディスカッションが行われました。

何よりも特筆すべきなのは、菊池恵楓園、星塚敬愛園及び沖縄愛楽園に入所されている方々数十名も参加されたということです。根強い偏見や差別が残っている中、一般市民も参加するようなシンポジウムに入所者の方々が参加するということは、どれだけ勇気のいることだったでしょうか。参加された方々、また、参加にご協力いただいた施設の方々には心から感謝を申し上げたいと思います。

その後も、九弁連人権擁護委員会のメンバーは、らい予防法の廃止によって、「国立ハンセン病療養所」と名称の変わった療養所に出向き、無料法律相談活動を続けました。その中で「国賠訴訟を起こせないか?」という相談を受けた弁護士たちは、ある思いを新たにせざるを得ませんでした。

——ハンセン病問題は、らい予防法の廃止だけでは解決しない——

らい予防法の廃止から約2年が経過した1998年2月28日、九弁連は、九州大学国際ホールで、予防法廃止後の社会復帰支援策を中心的なテーマとして、シンポジウム「人権の回復を求めて」を開催しました。

パネリストは、由布雅夫菊池恵楓園園長、増田雅暢九大法学部助教授（社会法）、角松生史九大法学部助教授（行政法）、徳田靖之弁護士という顔触れでした。

国の政策は、療養所を退所して社会復帰をする者に対する生活支援を、基本的には福祉一般の枠内で行おうとするもの、言い換れば、必要に応じて生活保護を支給することで終わらせようという、あまりにもぞんざいで不合理なものでした。

療養所の入所者は、もともと国の誤った政策で長年にわたり強制隔離されました。そのために社会で自ら糧を得る手段を奪われた、つまりは国が入所者の幸福追求権を奪い続けてきました。そうであれば、その幸福追求権の回復責任は、まさに国にあります。言い換れば「国家補償」という視点が生活支援の基本となるべきです。しかし、現実の政策はそのような視点は全く欠いたものでした。

——国は、自ら人権侵害を犯し続けてきた、自覚も反省もない——

これは非常に重大かつ深刻な問題でした。入所者に対する国家補償のための政策は、その金銭補償にとどまらず、今後、彼らの生活支援を含めた、あらゆる人権回復のための難題を克服していくかなければなりません。そしてなによりも、国が同じ過ちを繰り返すことを決して許してはならないのです。

そのような状況から、このシンポジウムをきっかけに、国に対し、その責任を明確に自覚させようとする、国家賠償請求訴訟に向けた動きが強まっていきました。

## らい予防法違憲国家賠償請求訴訟

1998年7月31日、熊本地方裁判所にらい予防法違憲国家賠償請求訴訟（以下、「ハンセン病訴訟」と略称します）が提起されました。その年の2月の九弁連シンポでコーディネーターをつとめた八尋光秀弁護士、パネリストの1人だった徳田靖之弁護士の両代表の下、総勢137名の弁護士が原告代理人に名前を連ねました。

九弁連はこの年の10月30日に開催された九弁連大会で、「ハンセン病問題についての決議」を採択しました。

この決議は、らい予防法廃止後も、社会復帰のための施策や名誉回復措置がなされていないことを指摘し、国会みずからがハンセン病施策による人権侵害の実態を正しく調査し、人権回復のための諸施策を策定するよう求めるとともに、九弁連としても立法及び司法救済への支援を積極的に行っていく決意を宣言するものでした。

当初、星塚敬愛園と菊池恵楓園の入所者13名の原告で始まったハンセン病訴訟でしたが、第二次提訴以降は、提訴者は西日本全域の療養所に拡がり、かつて療養所に入所していた退所者をも加え、提訴翌年の1999年3月には、原告数が100名を超みました。また、この同じ月には、東京、群馬、静岡の療養所入所者による東日本訴訟が東京地裁へ、その年の9月には、瀬戸内三園の入所者による瀬戸内訴訟が岡山地裁へ提訴され、闘いの環は大きく拡がりました。



2001年5月11日付  
毎日新聞夕刊

この判決当日、国会では、その年の4月26日に成立了ばかりの小泉内閣に対する野党の代表質問の真っ最中でした。判決の第一報が伝わるや、即座に「この判決をどう受け止めるか?」という質問がなされ、議場には拍手が沸き起こったと報じられました。

原告団・弁護団は、その日のうちに控訴断念を求める闘いに突入。2001年5月21日には熊本、東京、岡山三地裁に合計923通の委任状が提出され、熊本判決時に779名だった原告団は、1702名にまで拡大しました。当日、原告団は総理官邸前座り込みを決行、国会や閣議でも「総理は原告団と面談すべし」との声が相次ぎました。しかし、控訴を求める厚労省、法務省の抵抗は根強く、一時は、控訴断念を望む坂口厚労大臣の辞意表明まで報じられました。

#### —2001年5月23日—

この闘いは、小泉首相の控訴断念で決着。控訴期限の2日前のことでした。

—2001年5月11日—

熊本地裁判所の判決が出ました。それは、ハンセン病政策による原告らの被害を「人生被害」と表現し、らい予防法の違憲性を認めた上、それを1960年までに廃止しなかった立法不作為を国会の違法行為として、国賠請求を認容する、まさに画期的な判決だったのです。

ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中止を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれる所以あり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。



2001年5月24日付毎日新聞朝刊

## 熊本地裁判決の確定後の闘いへ

判決確定後は、2001年5月25日に発表された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、ハンセン病補償法が制定されるとともに、在園保障、社会復帰支援、謝罪・名誉回復、真相究明などの課題を実現するためのハンセン病問題対策協議会が設置されました。主戦場は、法廷からこの協議会へと場所を移します。

九弁連は、この年の10月26日に開催された九弁連大会で、「ハンセン病問題の全面解決を求める決議」を採択しました。

この決議は、九弁連自身が、ハンセン病隔離政策による人権侵害を長年見過ごしてきたことにつき、すべての被害者に謝罪を表明するとともに、国に、在園保障、社会復帰支援、謝罪・名誉回復、真相究明といった諸課題を、法的責任に基づく原状回復義務として解決するよう強く要望するものでした。

### 2001年(平成13年)の出来事

- 1月20日 ジョージ・ブッシュ氏がアメリカ大統領に就任。
- 2月 9日 ハワイ沖で愛媛県宇和島水産高の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦と衝突して沈没。
- 3月31日 大阪市に、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンが開園。
- 4月26日 小泉純一郎氏が総理大臣に就任。
- 9月 4日 東京ディズニーシーがグランドオープン。
- 9月11日 アメリカ同時多発テロ事件で旅客機2機が世界貿易センタービルに衝突。
- 10月 7日 米軍、アフガニスタン侵攻開始。

このハンセン病問題対策協議会での合意により、社会内で生活している退所者の生活を支援するための退所者給与金や、二度にわたる厚生労働大臣名義での謝罪広告などが実現しました。また、協議会の合意によって設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」は、2年半にわたって検証作業を実施し、国賠訴訟では明らかにならなかった、より深い被害実態を明らかにしたのです。

一方、法廷での闘いも決して終わったわけではありません。熊本地裁判決やハンセン病補償法は、療養所への入所歴があり、かつ、生存している被害者のみを対象とするものだったため、判決確定後も、非入所者原告及び遺族原告の裁判闘争が残っていました。

この闘いは、2002年1月の基本合意で決着しました。

さらには、2003年12月からは第二次世界大戦中に日本が朝鮮に設置したハンセン病療養所ソロクト更生園の入所者から、ハンセン病補償法に基づく補償請求が行われ、台湾樂生園の入所者もこれに続きます。これに対する不支給決定を不服として、2004年8月にはソロクト更生園・台灣樂生園補償請求訴訟が東京地裁に提起されました。

この訴訟は、2005年10月25日、東京地裁民事第3部が「ソロクト更生園訴訟」について請求棄却の判決を下し、その30分後、同じ法廷で同民事38部が「台灣樂生園訴訟」について請求認容判決を下すという劇的な展開を見せます。そして、2005年12月、厚労省は、日本の植民地時代にお

ける朝鮮、台湾のハンセン病療養所入所者を、日本国内の療養所入所者と同様の条件で補償する方針を表明し、翌2006年2月、ハンセン病補償法が改正されました。

日本政府が、第二次世界大戦中に行った行為に関し、個人に対して補償を行うという立法は、これが唯一のものと思われます。

## 残された課題

九弁連の調査に端を発したハンセン病隔離政策被害者たちの闘いは、時代や地域を超えた拡がりを見せました。しかし、それは被った被害の甚大さに見合うものではありません。解決しなければならない課題は、数多く残されています。

2003年11月に起こった菊池恵楓園入所者に対するアイレディース宮殿黒川温泉ホテルの宿泊拒否事件は、ハンセン病に対する偏見・差別が根強く残っていることを露呈しました。

2003年11月18日付 西日本新聞

熊本県が十一月上旬、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園（熊本県合志町）に入所している元患者十八人を含む計二十二人の宿泊を同県南小国町のホテルに予約しようとしたところ「他の利用客に感染する恐れがある」として宿泊を断られていたことが十八日分かった。県は同日、熊本法務局に事実報告を行うとともに「伝染性疾病にかかっているなどの正当な理由なく宿泊客を拒めない」とする旅館業法違反の疑いもあるとして、調査している。県健康づくり推進課によると、宿泊拒否があったのは、化粧品会社アイスター（本社・東京）が経営するアイレディース宮殿黒川温泉ホテル。県は十一月七日、ハンセン病元患者を出身市町村に招待する「ふるさと訪問事業」応募者の宿泊予約を、ファックスで同ホテルに申し込んだ。

しかし、ホテル側は「インターネットでハンセン病は乳幼児に感染しやすいとあった。他の宿泊客に乳幼児がおり感染が心配」「客に迷惑がかかる」などとして宿泊を拒否。県が（1）元患者の病気は治っており感染の恐れない（2）健康診断でも証明されている—などと説明したが、理解が得られなかったという。

県は十四日、アイスター本社に「偏見と差別に基づく対応であり、正当の理由がない拒否は人権侵害」とする申し入れ書を提出。また県は十五日、菊池恵楓園に「緊急事態」について連絡した。

菊池恵楓園入所者自治会メンバー五人は十七日、抗議のためホテルを訪問。説明を求めたが、ホテル側は態度を変えなかった。自治会長の太田明さんによると、ホテル宿泊などをめぐるトラブルは数年ぶり。太田さんは「ハンセン病に対する偏見の根深さ、社会の壁の厚さにびっくりするとともに、憤りを感じた。重大な人権侵害だ」と語った。

アイスター本社の江口忠雄広報室長は「ホテル経営はすべて現地に任せている。会社としては現地の判断を尊重するしかない」とコメント。ホテル側は同日午後、この問題について会見を行う。

九弁連はこの問題発覚直後の11月20日、ホテルに対して謝罪を求めるとともに、国・県に対して実効的な再発防止策を求める理事長声明を発表しました。

さらに、最大の課題となるのは、療養所で終生を過ごすしかなくなってしまった被害者の方々の生活をどう保障していくのか、という問題です。

ハンセン病問題協議会では、「13の国立ハンセン病療養所入所者が在園を希望する場合には、その意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努める」ことが確認されています。しかし、入所者の減少と高齢化は否応なく進み、療養所はかつてのようなコミュニティーとして機能し得なくなりつつあります。また、公務員定数削減政策の中、入所者が減少していく療養所にマンパワーを確保することが極めて困難になっています。

このような状況の中、療養所の入所者を構成員とする全国ハンセン病療養所入所者協議会は、療養所の将来構想を実現するために、「らい予防法の廃止に関する法律」を廃止し、新たに「ハンセン病問題基本法」を制定しようという方針を提起し、2007年8月から、「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」による100万人署名運動が始まりました。

九弁連は、2008年（平成20年）1月、「国立ハンセン病療養所の将来構想に関する理事長声明」を発表、療養所将来構想の重要性を指摘し、国に対して、それを実現するためのハンセン病問題基本法の制定を強く求めました。

基本法制定を求める署名活動は、開始からわずか9ヶ月で93万筆にも達し、2008年6月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。

この法律には、ハンセン病問題基本法として求められていた内容がほぼ全面的に含まれており、入所者らはこれを「基本法」と呼び習わしています。

この通称基本法に基づき、これまでの制度ではできなかった一般の入院患者の受け入れや、敷地内への幼稚園誘致などが実現しています。しかし、最も重要なマンパワーの確保は不十分なままなのです。

最も苦しんだ人たちが、最も幸せになれるように……、これからも九弁連の取り組みが求められています。

(伊黒忠昭 小林洋二)



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑

厚生労働省前に2011年6月建立（厚生労働省HPより）

# **我是誰～尊厳の回復を求めて**

## **—中国残留邦人事件—**

# 我是誰～尊厳の回復を求めて—中国残留邦人事件—

## 中国残留邦人問題を巡る状況

### 中国残留邦人発生の原因

戦前、日本政府は、国家施策であった満州移民政策に基づき、多くの日本人を中国大陆に開拓民として送り出し、かつ、国防的見地から、多くの開拓民をソ満国境に沿った開拓地に配置しました。

さらに、ソ連が、1945年、日ソ中立条約の不延長を日本政府に通告したことにより、大本営・関東軍は、対ソ戦の現実的危機感を強め、本土防衛のため、朝鮮半島及びこれに近接した満州地域を絶対的防衛地域とし、開拓地のほとんどを含む満州の4分の3を持久戦のための戦場とすることを決定しました。

しかし、大本営・関東軍は、これらの情報を開拓民には知らせず、8月8日の突然のソ連軍侵攻に際しては、8月10日「朝鮮は防衛、満州は放棄」との命令を出しました。このため、関東軍はほとんどソ連と戦わないまま開拓民の保護をせずに撤退し、その結果、応召者を除く開拓民の犠牲者数は7万8450人に達しました。それは実に、開拓関係者の3割が死亡するというものでした。

中国残留邦人とは、この混乱した中で奇跡的に生き延び、現地の中国農民らに助けられるなどして中国に残留した人々です。

残留孤児をテーマとした小説『大地の子』が、日中の共同制作によりドラマ化され、NHKで放映されており（1995年）、ご存知の方も多いと思います。

#### \* 中国残留「婦人」・中国残留「孤児」

旧厚生省の定義によると、敗戦時満13歳未満の子どもを「中国残留孤児」と呼び、正式な呼称ではないが、これとの対比で敗戦時満13歳以上のものを「残留婦人」と呼ぶことが多い。13歳以上の男性は極めて少なかった。

### 終戦後の状況と帰国の遅滞

1949年10月1日に中華人民共和国が成立しましたが、日本は、これを政府として承認しなかつたことから、国交がなく、中国残留邦人の帰国は、事実上不可能となってしまいました。

残留孤児のほとんどは中国人の養父母の下で育てられ、一定の教育を受けた者は少数で、多くの養父母が貧しい生活であったため残留孤児は生活に追われ働きずくめで小学校にも満足に通えなかつた人も珍しくありません。



【旧満州地区（厚労省HPより）】

また残留孤児は、日本軍の侵略行為への憎しみを一身に受け、「小日本鬼子」と呼ばれて幼いころから虐めを受けてきました。文化大革命の際には、日本人というだけで種々の迫害を受けました。

中国残留邦人はこのような厳しい状況の中で、懸命に働き中国社会の中に溶け込み家族を築いてきました。日本への望郷の念と日本での肉親との再会への思いを断ち切ることはできませんでしたが、日本からの帰国に向けての働きかけはありませんでした。

そればかりか、国は、1959年、中国残留邦人が多数生存していることを知りながら、「未帰還者に関する特別措置法」を公布し、戦時死亡宣告という制度を立法化し、多くの残留邦人の戸籍を抹消させ、中国残留邦人の生存を前提とする身元調査、所在場所の探索、帰国援助等の政策を一切放棄してしまいました。

1972年9月の日中共同声明に基づく国交回復後も、帰国へ向けての日本政府の動きは全くと言っていいほどなく、逆に中国残留邦人を出入国管理及び難民認定法上の外国人として扱い、帰国しようとする場合に、「身元保証人」を要求したため、身元未判明の残留邦人は、在日親族がいないため永住帰国することは事実上不可能でした。

その後、民間の篤志家たちの献身的な努力によりようやく1981年に訪日調査が始まり、肉親との再会や帰国が可能となり、2003年5月末までに、6215人（家族を含めた総数は1万9907人）が永住帰国し、5365人が一時帰国しました。

したがって、日本に帰国した中国残留邦人のほとんどは、幼少のころから帰国するまで戦後30余年にわたり、中国社会において、中国語のみで社会生活を営み、言語はもとより、風俗習慣、ものの考え方方に至るまで中国人に近いものが獲得形成されていました。

## 帰国後の不十分な支援策と集団訴訟の提起

特に幼少時に取り残された残留孤児は、日本語を母語として獲得しておらず、帰国時点で日本語能力に著しく欠いていましたが、帰国後も、十分な日本語教育を受ける機会もないまま、生活のため働くを得ないという状況におかれました。

そして、多くの残留邦人が中国で取得した技能や資格を活かせないまま、結局、低賃金の単純労働で働くを得ず、公的な就労斡旋の制度もなく、生きていくために劣悪な条件の下で働くことを余儀なくされました。また、定年まで働いても就労期間が短いため退職金も少なく、年金をわずかなものであり、老後の蓄えもないという人がほとんどであり、残留邦人の生活保護受給率は極めて高い状況となっていました。

1994年、帰国援護の対象となる中国残留邦人の範囲、中国残留邦人支援についての国及び地方公共団体の責務、援護施策の基本等を体系化した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（いわゆる「自立支援法」）」が議員立法により成立しましたが、その後も残留邦人をとりまく状況に格別の変化はなく、残留邦人は迫り来る老後の生活に強い不安を覚えるようになりました。

追い詰められた残留邦人たちは、2001年12月7日、東京地裁に、帰國者4名が国を相手に国家賠償請求訴訟を提起しました。そして、2002年12月20日、同じく東京地裁に、帰國者40名が一次提訴、589名が二次提訴という形で集団訴訟が提起されました。これを皮切りに、全国各地（鹿児島、名古屋、京都、広島、徳島、高知、札幌、大阪、岡山、神戸、長野）でも集団訴訟が提起されま

した。

## 帰国者の人権救済申立と人権擁護委員会による調査の概要

### 人権救済申立

東京地裁への集団訴訟提起の直前である2002年11月5日、中国帰国者73名が、「普通の日本の市民として生きていく権利の保障」を求め、当委員会に人権救済を申立てました。

### 人権擁護委員会による調査の概要

当委員会では、人権救済申立を受け、帰国者問題に取り組んできた新聞記者、中国帰国者問題同友会、福岡中国帰国者自立研修センター、同定着促進センター、厚生労働省援護局中国孤児等対策室、九州日本語教育連絡協議会、近畿中国帰国者支援・交流センターなどの関係者や関係施設からヒアリング調査を実施しました。

また、2003年10月31日、当連合会大会において、**中国帰国者に関する実効性のある施策を求める決議**を採択すると同時に、政府による実態調査では不十分と考え、同月から2004年6月にかけて、独自の実態調査を行うために、公開アンケート調査を九州各県で順次実施し、172名（福岡86名、熊本17名、佐賀7名、大分4名、長崎24名、宮崎5名、鹿児島19名、沖縄10名）から回答を得ました。



西日本新聞 2002年11月6日

### 公開アンケート調査の概要

公開アンケート調査からは以下のような実態が明らかとなりました。

定着促進センターが設置された1984年以降に帰国した方が全体の87.21%でした。

日本の学校教育は82%の帰国者が受けておらず、日本語修得の機会としては、多くの帰国者が定着促進センター、自立研修センター、日本語教材を「大変役に立った」、「少しあは役に立った」と評価するものの、日本語の理解力をみると、「あいさつ程度」が全体の42.44%、「ほとんどできない」が全体の19.77%と、半数以上が未修得の程度にとどまっており、日常生活に必要不可欠な場面や日本人とのコミュニケーションなどにおいて困難を極めている帰国者の実態が明らかとなりました。

帰国者の81.98%が中国で仕事に従事していたと回答していますが、帰国後仕事に就いたと回答した者は54.65%しかおらず、職種も清掃業や縫製業、皿洗いなどの単純労働が目立つものでした。

帰国者は、帰国後95.93%の人が生活保護を受給した経験があり、受給期間は5年以上が半数近く（48.48%）を占めており、帰国者の経済生活は生活保護を受けることで成り立っているということが浮き彫りとなりました。

生活保護制度に対しても否定的な意見が多く、多かった理由は以下のとおりです。

保護費が少なく、安心して老後が送れない（71.16%）

中国の養父母を訪ねることができない（41.86%）

屈辱的な気分になる（32.56%）

国民年金を受給している者は全体の36.63%にとどまっており、その中でもほとんどの者が、国庫負担分（満額の3分の1）の金額しか受給できていませんでした。

#### \* 定着促進センターとは？

1984年から、帰国直後の帰国者及びその家族に対して4か月間（6か月に延長）、日本語教育、生活指導などを行うために設置された施設。1988年からは、定着促進センターを退所後8か月、通所形式で日本語指導、生活相談等を受けられる「自立研修センター」も開設された（帰国後5年以内の者には2年以内の再研修も実施）。なお、2001年からは、残留邦人問題に対する国民の関心と理解を促し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語学習支援、相談事業、交流事業などを中長期的に行うための施設として、「支援・交流センター」が開設されている。

## 人権擁護委員会の判断

### 国の先行行為に基づく人権回復義務

そもそも、中国残留邦人は、国家政策により中国大陸に渡り、あるいは中国東北部（当時の「満州」）に生まれ育ち、かつ、戦争遂行の中で置き去りにされた人々であり、国の先行行為により、そのような境遇に追い込まれたものといえます。

憲法22条は居住移転の自由を認めていますが、同条は、自国民が帰国する自由も保障していると解されます。また、国際人権宣言第13条2項は「なにびとも、自國を含むいづれかの國をも去り及び自國に帰る権利を有する」と規定し、国際人権規約B規約12条4項も「何人も、自國に戻る権利を恣意的に奪われない」と規定しています。その上、近代立憲国家においては、自国民の安全を確保することがその存在理由であり、自国民にとって安全でなくなった場所から、安全な自國に帰国できるように積極的措置を探るべき義務があったといえます。

しかし、国は、敗戦前後に中国東北部の居留民を見捨て、引揚事業の速やかな開始を怠り、1949年の中華人民共和国成立後においては、对中国敵視政策のもと引揚事業そのものを中断しました。

また、1959年戦時死亡宣告という制度を立法化して帰国者約1万4000名の戸籍を抹消し、中国残留邦人の帰国のためあらゆる努力を尽くすべきという国家の基本的責務を完全に放棄しました。

1972年の日中国交回復後も、帰国に向けての国の動きは全くといっていいほどなく、民間の篤志家たちの献身的な努力により漸く1981年に訪日調査が始まり、肉親と再会や帰国が可能となるまで、終戦後30年余りにわたり日本への帰国の道が閉ざされてきました。

その結果、帰国者は、日本社会において生活しうる基礎的諸条件を備える機会を失ったのであり、当委員会は、国には、帰国者に対し、日本において生活している日本人の場合と同様な状態にまで人権を回復すべき義務を負うものと判断しました。

そして、国による帰国者への支援が、上記人権回復義務を果たしているかどうかについて、当委員会では、多文化共生の観点、基礎的諸条件を完全に補完するという観点、家族の保護の観点という3つの観点から、検討しました。

## 多文化共生の観点からの人権侵害性

長年中国で中国社会に適応して生活していた帰国者が日本社会で尊重されるためには、中国の言語と文化をもつありのままの姿で受け入れ、そのままで生活していくような多文化共生の観点が重要といえます。

この点、憲法13条の幸福追求権において、追求すべき「幸福」の内容は個々人が選択すべきであり、中国語の使用と中国文化の維持という選択も当然に尊重されなければなりません。また、国際人権規約B規約27条も、種族的、宗教的、言語的少数民族の自己の文化を共有する権利、自己の言語を使用する権利等を謳っており、この規定は、少数者の言語を享有発展させる積極的措置を取ることも要請していると解されます。

しかし、定着促進センターや自立研修センターを中心とする施設の目的は早急に日本文化を受容し、社会において経済的に自立させること、すなわち、日本への同化を理念とするものであり、そこには、中国語の言語的属性と中国文化の文化的属性を持った帰国者に配慮する意識が欠落していました。

少なくとも、生命・健康に直接関わる場面（例えば、地域の総合病院）や公共的場面（役所等）においては、中国語の通訳を配置するなどして、帰国者が中国語を使用しながら最低限の日常生活を送れるよう積極的措置を探るべきであり、当委員会は、これが不十分なままの現状は国際人権規約B規約27条に反し人権侵害であると判断しました。

また、国際人権規約B規約25条はいかなる差別も不合理な制限もなく政治、選挙及び公務に参与する権利を保障しており、この権利は言語による差別も禁止していることから、投票権の行使を実効あらしめるために投票に関する情報及び資料は少数者に対しても提供されるべきですが、国は、このような措置を未だとっていないため、この点も国際人権規約B規約25条に反し、人権侵害であると判断しました。

さらに、国には、文化的に交流できる場所的施設を設置する等、帰国者相互及び市民の交流行事等を促進すべき義務があるといえますが、施設を設置しただけで満足し、その後の効果的な運用等の配慮が不十分であり、いわゆる「箱モノ行政」の問題を露呈している現状は、国際人権規約B規約27条に反し人権侵害であると判断しました。

## 基礎的諸条件を完全に補完するという観点からの人権侵害性

### 教育を受ける権利

憲法上の「教育を受ける権利」は子どものみに保障されるものではなく、かつ、国際人権規約A規約13条2項は初等教育の義務化・無償化の保障をし、初等教育を受けなかった者またはその全過程を終了しなかった者に対して基礎教育の可及的な奨励及び強化を謳っています。

平均的な日本人は、日本社会において一人の市民として自立して生活していくために、最低限9年間の義務教育を受けることで日本社会において憲法上のあらゆる権利を享受し、主権者として自立して生きていく上での基礎的諸条件を身につけます。そのことからすれば、帰国者は、少なくとも9年間の義務教育に相当する基礎教育を受ける権利を有しており、国は、そのような基礎教育の物的施設、人的配置、制度、教育方法などを整備すべきであるといえます。

しかし、国は、1972年から1983年までの間は、中核となる施設を設置しておらず、語学教材

の交付と自立指導員による日本語修得の援助程度の支援しかせず、そもそも、定着促進センターの設置自体が遅きに失していたといえます。また、1984年から設置された定着促進センターにおいても、研修期間が僅か4か月であり、その当初の日本語教育では「外国語としての日本語教育」ではなく、日本語を母国語としている者に対する「国語教育」を施すものであった点など問題点が多く、上記の基礎的諸条件を補完するだけの日本語や日本文化を習得できるものではありませんでした。そのため、4年後に自立研修センターが出来、一步前進はしたもの、このような「当面の施策」によっては、日本社会に適応する基礎的諸条件としての教育、すなわち少なくとも9年間の義務教育の到達点に相当する教育を満たすものではなかったといえ、憲法26条の教育を受ける権利、国際人権規約A規約13条2項に違反し、人権侵害であると判断しました。

### **労働の権利**

憲法26条1項は、勤労の権利を保障し、国際人権規約A規約6条1項も労働の権利を認め、締約国がこの権利を保障するために適切な措置を取る義務を負うことを定めています。

また、国際人権規約A規約13条2項bは、全ての者に、利用可能な職業的教育を含む中等教育を保障しています。

帰国者は一面では中国で長年特定の職業の経験を積み就業してきた者であり、他面では国の帰国措置の放置によって日本ではなく中国でその当該職業に就くことを余儀なくされていたのです。

そうだとすれば、国は、帰国者が就業を希望する場合、①中国での職業と同一の職業に就業できるような訓練・教育、職業斡旋等の積極的措置や、②職業訓練での特別枠、③中国文化の交流事業などの積極的役割・就業機会の創設などの積極的措置を取る義務があるといえます。

しかし、国が帰国者の就労に関する積極措置として行ってきたものは主として、自立指導員の就学援助（斡旋）と帰国者を雇用する企業に対する助成金制度であり、漫然と帰国者の上記就業状態を放置していたことは、憲法26条1項の勤労の権利を侵害し、国際人権規約A規約6条1項に違反し、人権侵害であると判断しました。

### **生存権**

憲法25条は生存権を保障していますが、その保障の方法については一般には、広い立法裁量及び行政の裁量に委ねられている面があるとされています。

しかし、帰国者は、国によって格別の人権回復を行われるべき者として位置付けられるべきことからすれば、帰国者の生存権保障については、一般の日本国民と同様の裁量の対象と考えることはできず、本来は、人権回復の観点から帰国者を対象とした独自の生存権保障のための社会保障制度が構築されるべきです。

ところが、国は、本来的には生活保護制度の枠外に置かれるべき帰国者を生活保護制度によって経済的自立を促そうとしているものであり、公平の理念から原理的な疑問があるといえます。

さらには、生活保護の受給によって、人間としての尊厳を奪われ、あるいは、中国の養父母の墓参りができないなど、普通の市民として当然に享受できる自由を奪われるなど看過できない副次的な人権侵害状況が招来されており、このような国の立法不作為は、憲法25条に違反する人権侵害であると判断しました。

また、年金制度の適用についても、国は、国民年金の対象として位置付け、特例制度や貸付制度を設けていますが、十分に機能しておらず、ほとんどの帰国者は支給額の3分の1程度の年金を受給しているに過ぎない現状です。本来は、年金についても、帰国者を対象とする独自の年金制度の創設が図られ

るべきところ、仮に、既存の国年年金制度の適用対象とするとしても、帰国者が掛け金を払えなかつたのは、むしろ国の側の責めに帰すべき事情によるものであることに鑑みると、既存の特例制度や貸付制度を更に進めて、無条件で満額の支給を行なうべきであり、この点も、憲法25条に違反していると判断しました。

## 家族の保護の観点からの人権侵害性

帰国者の被害回復にあたっては、従前の日本の家族・親族との人間関係の回復のみならず、30年以上にわたって中国で形成された家族との紐帶を維持しうる方策をあわせて取ることなしには、実現しません。

世界人権宣言16条3項は「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」とし、人権規約B規約23条1項も同趣旨を規定しています。さらに子供の権利条約には「父母によって養育される権利」（7条1項）や「父母から分離されない権利」（9条）が規定されています。

家族の範囲については国や地域によって一義的ではなく、成人した子どもと親との人間的紐帶も人間らしい生活のために不可欠なものであり、自由な交流の保障が財政的措置も含めなされる必要がありますが、通常の日本人が家族との交流をするのに最低生活費の支給が停止されることはありません。

そして、帰国者が日中両国にまたがって2つの家族を有することは日本政府の帰国措置の放置等の人権侵害の結果必然的に生じたものであり、にもかかわらず、養父母方への帰省・墓参に際して生活保護の支給を停止することは、国際人権規約A規約10条1項、B規約23条1項に違反し、人権侵害であると判断しました。

## 結論

以上のとおり、当委員会では、国による中国残留邦人に対する帰国後の施策は、多文化共生の観点、基礎的諸条件を完全に補完するという観点、家族の保護の観点いずれの観点からも人権侵害であると認定し、当委員会の考える諸施策を最低限のものとして検討実施するように勧告することが相当と判断しました。

## 国に対する勧告の執行

2004年7月6日、当連合会は、国に対する勧告を執行しました。概要は以下のとおりです。

帰国者の人権回復のため次の諸施策を最低限のものとして検討実施するように勧告する。

### 1 多文化共生の観点からの施策

- (1) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らさせることを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の高い場面（公的機関）において中国語の通訳サービスを適時受けられるように措置すること
- (2) 帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報を中国語で提供すること
- (3) 帰国者相互間及び帰国者と他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化す

ること

## 2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

### (1) 教育を受ける権利について

ア 帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、帰国者の居住地域等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続ける制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること

イ 帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること

### (2) 労働の権利について

帰国者のうち、希望する者に対し、早急にできるかぎり中国での職業経験を生かせるような訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等をすること

### (3) 社会保障について

帰国者の生活保障を生活保護制度の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。

その際、下記「家族の保護」の観点から、帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと

## 3 家族の保護の観点からの施策

帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、生活保護制度において帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の期間の生活保護の受給停止措置を廃止すること

詳細は九州弁護士会連合会HPをご参照ください。

執行後には、2004年7月31日、当連合会主催のシンポジウム「『中国残留孤児』帰国者は今～我是誰～」を開催し、市民やマスコミに対し、広くアピールをしました。

### 2004年（平成16年）の出来事

1月19日 自衛隊イラク派遣開始。陸上自衛隊先遣隊がイラク国内に入る（初めての陸上自衛隊の戦闘地域への派遣）。

5月22日 小泉総理大臣が北朝鮮を再訪問。拉致被害者の家族5人が帰国。

6月 1日 佐世保市で大久保小事件が発生。

8月13日 アテネオリンピック開幕。

8月13日 沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学に米軍普天間基地のヘリコプター墜落（本書「平和的生存権—米軍ヘリ墜落事故と基地・憲法問題」参照）。

10月23日 新潟県中越地震発生。死者68名。

11月 1日 日本で新紙幣発行。肖像画は、1万円札が旧紙幣と同じく福澤諭吉、5千円札が樋口一葉、千円札が野口英世。

12月26日 スマトラ島沖地震が発生。マグニチュード9.3、津波などにより14カ国以上で2万人以上が死亡。

## 勧告執行後の状況～立法解決と新たな2世問題の調査～

### 九弁連の勧告等を契機とした福岡での提訴

帰国者の人権救済申立に対する九弁連の調査、勧告をきっかけとして、すでに提訴をしていた鹿児島を除く九州在住の帰国者32名が、2004年12月8日、福岡地裁に国賠訴訟を起こしました（第1次提訴）。

この福岡の訴訟は、2006年11月の第5次提訴まで合計137名の大規模な原告団（福岡81名、長崎25名、熊本9名、大分8名、佐賀4名、宮崎8名のほか、九州以外では山口から2名参加）を組織するまでになりました。



### 集団訴訟の判決と立法解決

その後、2005年に、仙台、山形地裁にも提訴され、全国15地裁・原告数2211名の訴訟が係属しましたが、2005年7月6日の大阪地裁判決を皮切りに、合計8地裁で判決が言渡されました。

中でも2006年12月1日の神戸地裁判決は、国の自立支援義務の存在及び義務違反を認めた一部認容の勝訴判決であり、国の政策転換へ大きな足がかりとなりました。

そして、2007年1月31日、安倍晋三総理大臣が全国の原告代表7名と官邸で面談をし「夏までに新たな支援策を策定する」ことを約束し、その後、政府与党PT、厚労省、全国の原告団、弁護団連絡会との政策協議を経て、最終的に、同年7月9日に国民年金の満額支給（収入認定しない）とこれを補完する支援給付制度での合意が図られ、同年11月28日、改正自立支援法として成立し、12月5日に公布され、立法解決がなされました。

これにより、帰国者の経済的な問題については一応の手当てがなされました。

### 新たな問題

しかし、新たな問題も発生しています。

帰国者の更なる高齢化により、介護・福祉サービスを受ける上でも、言葉と文化の壁が大きな問題となっています。また、改正自立支援法では、帰国者が死亡した場合、その配偶者は本人が受給していた満額の国民年金がなくなってしまうため、帰国者は自分の死後の配偶者の生活に不安を抱いています。

さらに、帰国者の2世の問題として、高齢になって帰国した場合、日本語修得や就労については1世の場合と同様の事態が生じており、特に、年金については、規定の期間保険料を納めることができない結果、年金が支給されず、生活保護に頼らざるを得ない状況となっています。現在、当委員会では、このような2世の問題についての実態調査についても取り組んでいます。

（中原昌孝）

## 《これまでの日弁連の意見》

### 中国残留邦人の帰還に関する決議（1984年10月21日第27回人権擁護大会決議）

国会及び政府に対し、①残留邦人の日本国籍取得手続を速やかに整備し、早期帰還を実現すること、②帰還者とその家族に対しては、自立を促進する特別の生活保障をするなどの特別立法を含む諸措置を速やかに講ずることを要望しました。

### 中国残留婦人人権救済申立事件（1994年8月9日要望）

政府に対し、特に早期帰還措置を怠っていた「残留婦人」の帰国問題を解決すること、残留孤児の定住帰国時の同伴家族について満20歳以下及び未婚であることを必要とする制限を撤廃することなどについて、5項目の緊急措置を探るよう要望しました。

### 中国残留邦人・中国帰國者問題人権救済申立事件（2004年3月24日勧告）

多くの中国在留邦人の帰国の実現が進まない現状や、中国残留邦人のうち永住帰国したものに対する諸施策が不十分なため、これらの者の人権を侵害しているとして、衆参両院、政府などに対し、帰国促進策の徹底、戸籍回復や国籍取得措置、教育支援や生活支援策の実施等を勧告しました。

### 中国残留邦人問題についての会長談話（2005年7月6日）

一連の訴訟で最初の判決となった大阪地裁判決（請求棄却）を受けて、改めて、2004年3月の勧告の趣旨に沿い、政府及び国会の責任において、残留邦人の老後の所得保障など支援施策の抜本的な見直しや立法措置を行うなどの施策を早急に実現することを求めました。

### 中国残留婦人東京地裁判決についての会長談話（2006年2月15日）

一連の集団訴訟に先立ち2001年12月に提訴していた中国残留婦人による国家賠償請求訴訟の判決（請求棄却）を受けて、改めて、中国残留邦人の高齢化が進んでいる現状に鑑み、国会及び政府に対し、中国残留邦人の生活を保障する立法を含む諸措置を速やかに講じるよう求めました。

### 中国残留孤児国家賠償請求訴訟神戸地裁判決に対する会長談話（2006年12月1日）

神戸地裁が、厚生労働大臣の自立支援義務の懈怠を違法として、61名の原告に対する損害賠償を国に命じる判決を言い渡したことに対し、判決を高く評価するとともに、政府及び国会がこれを重く受け止め、その責任において、残留孤児の老後の生活保障など支援施策の抜本的な見直しや立法措置を行うなどの施策を直ちに実現することを再度強く求めました。

### 中国残留邦人等に対する新たな支援策を定める法律の成立にあたっての会長談話（2007年11月28日）

上記法律の成立を一定の前進と評価しつつも、支援給付制度における収入認定の運用の問題やこれまで帰国後の日本語習得支援、就労支援等の具体的な改善施策が明らかになっていないことなどの問題点を指摘した上で、すべての中国残留邦人等が真にその尊厳を回復できるよう、一層きめ細かな支援施策を具体化し実施するよう求めました。

# **平和的生存権**

## **—米軍ヘリ墜落事故と基地・憲法問題—**

# 平和的生存権—米軍ヘリ墜落事故と基地・憲法問題—

## 事故の発生とシンポの企画まで

2004年8月13日、沖縄県宜野湾市の普天間基地に隣接する沖縄国際大学に、米軍の大型ヘリコプターが墜落炎上する事故が起こりました。この事故は、沖縄とそれ以外の地域（九州本土を含め）では、認知度に大きな差があるようです。2013年の現在では、オスプレイ配備の危険性が取り沙汰され、8月5日に沖縄県宜野座村で起きた米軍ヘリ墜落事故の記憶も新しいところですが、既に2004年、沖縄では市街地での米軍ヘリの墜落炎上事故が起こっていたのです。

11月、人権擁護委員会は、ヘリが着陸しようとした普天間基地と、墜落現場である沖縄国際大学の視察を行いました。米軍の海兵隊が駐屯する普天間基地が、まるで競技場か何かの公共施設のような様相で住宅地の軒先に隣接して存在していることは大きな驚きでした。そして、その驚きを引きずったまま、その基地とフェンスで隣接（！）する沖縄国際大学で、ヘリの炎上によって黒くえぐられた壁（後にその撤去が大きな論議となりました）を見学し、事故直後からの出来事を記録したDVDを視聴しました。

映像は黒煙が立ち上る大学の遠景から始まります。まるでイラクやボスニアの市街戦の一場面です。それに引き続いて大写しになる戦闘服姿の米軍の海兵隊員。彼等はそれが当然のことであるかのように付近一帯の封鎖作業に取りかかっていました。その様子を撮影したり、既に大学構内に入っているメディアを問答無用の態度で排除している姿、それを撮っているカメラを手で塞ぐ海兵隊員。そのシーンに引き続いて、映像は、危機一髪で事故に巻き込まれなかつた付近住民の恐怖を伝えます。そして、その翌月に開催された宜野湾市民の3万人集会の怒りの声を伝えて終わります。



黒煙が上がる墜落現場（宜野湾市提供）

この墜落事故はただの航空機墜落事故ではありません。  
墜落したのが「軍用機」であることによって全く異なった様相を呈しています。米軍は沖縄県警の合同検証の申し入れを無視し、日米安保条約にも日米地位協定にも基づかず現場を封鎖し、報道陣の立ち入りを制限し、大学構内の樹木を無断で伐採しました。

### 軍隊は人を守らない

言い古された格言ですが、今回の米軍の行動はその顕現とも思われました。けれども、「米軍」だからということではなく、軍隊の実態を有する自衛隊機の墜落であっても、同じことが起こってもおかしくありません。

奇跡的に周辺住民に死傷者は出ませんでしたが、基地＝軍隊が、憲法上最大の価値である国民の身体・生命・財産にとって、重大な脅威であることを改めて浮き彫りにした事故でした。

**九弁連は、米軍による日本の主権を侵害する警察権の行使に抗議し、事故原因の徹底究明とその公表を求めるとともに、日米両政府に対して日米地位協定の改定を求める理事長声明を10月14日付で発表しています。**

一方、憲法を巡って、当時、衆参両議院において憲法調査会が最終報告をまとめるなど、改憲に向けての動きが加速していました。しかも、衆議院の憲法調査会の最終報告書や自民党の新憲法試案の議論は、個別の論点のみならず、「憲法は何のためにあるのか」という本質論に及んでおり、憲法の基本原則である国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、ひいてはその根底にある個人の尊厳の尊重の理念までもが変容される可能性がありました。

ところが、当時の全国紙の全国世論調査によると「憲法調査会」の動きを知らないという人が約7割であるなど、改憲論議の中身は勿論のこと、改憲へ向けての動きがあることすら国民は認識していないのではないかとの疑問がありました。

このような状況を踏まえ、当委員会は、進みつつある改憲論議の内容と意義について、市民に対して正確な情報を提供し、主体的に考えるよう積極的に働きかける企画を考えました。

それが、この「基地・憲法問題を考えるシンポジウム」です。

この企画には、2つのポイントがあります。

ひとつめは、シンポジウムを沖縄以外の場所で開催するということです。米軍ヘリ墜落事故は、沖縄のみならず、この国で生きる全ての市民にとっても他人事ではありません。みんなが、自衛隊や軍隊を持つことの意味、それと「平和憲法」との関係を正面から考えることを求められているはずです。そこで、基地に囲まれ、否応なしに問題意識を持たざるを得ない沖縄ではなく、それ以外の場所でシンポを開催し、問題意識の希薄な人々に、現に起こっている事実と、「想定される現実」を突きつけ、自ら考えるきっかけにしてほしいと考えました。

ふたつめは、九弁連管内の市民を対象にした基地・憲法問題意識調査です。調査それ自体が市民に問題意識を喚起することを期待し、また、その調査結果が新聞等で報道されることで、回答者以外の市民にも関心を抱いてもらえることを目論んだものでした。

## 基地・憲法問題意識調査

### 調査経過

九弁連管内8県在住の市民を対象に、2005年5月下旬から7月初旬にかけて、基地・憲法問題意識調査を行いました。目標回答数は1500。

調査方法は、①九弁連管内の各弁護士会に協力を要請し、弁護士会主催の法律相談に来訪する市民に回答してもらう方法と、②西南学院大学、久留米大学、琉球大学の学生に回答してもらう方法を採りました。回答数は合計1857通となりました。

このような方法のため、年代構成としては、10～20代の回答者の割合が相当程度に高く、かつ、その回答者の多くは上記各大学生であることから、平均的な10～20代の知識レベルに比して相対的に高い数値が出ている可能性があります。そういう一定のバイアスは考慮にいれる必要がありますが、「大まかな市民意識の傾向」としては、資料的な価値があるものと考えます。

## 分析

### 沖縄と基地に関する認識

太平洋戦争末期、沖縄では米軍との間で日本で唯一の地上戦が展開され、多くの県民の命が奪われたという歴史については95.3%（1770人）が「知っていた」と回答しており、高い数値が出ました。

日本の総面積の1割に満たない沖縄に、いまだに在日米軍の全基地の8割近くが存在しているという現状についても86.1%（1599人）が「知っている」と答えており、同様に高い数値が出ています。

これらの回答を年齢別に分析してみたところ、世代体験に基づく影響は認められませんでした。

居住する県別の分析では、歴史認識については沖縄とそれ以外の県ではいずれも90%以上が「知っていた」と回答しており、偏りはあまり認められません。しかし、現状については沖縄では98.7%（162人）が「知っていた」と答えているのに対して、それ以外の県では最も高い福岡でも86.5%（933人）で、最も低い鹿児島県では77.7%（77人）と偏りが認められました。



普天間基地（宜野湾市提供）

### 米軍ヘリ墜落事件関係

2004年8月13日の米軍ヘリ墜落事件についての認識の有無を尋ねたのに対して90.9%（1689人）が「はい」と答えています。そのうち、事故の具体的な内容についても「知っている」と答えた人は84.9%（1434人）であり、同様に、米軍の行為の具体的な内容についても「知っている」人と答えた人は69.2%（1169人）です。

ところが、同様に米軍の行為が、日米安保や地位協定に基づかない、法的根拠のないものであることについて、「知っていた」と答えた人は36.8%（623人）にすぎません。回答者全体からすれば33.5%です。「事件」の全体像は、「法的評価」まで知っていることによって初めて正しく把握したと言いうるものであることを考へるなら、今回の米軍ヘリ墜落事件については多くの市民は正確な認識を持っていないといわざるを得ません。

### 軍隊と戦争についての意識

#### 国民保護法について

国民保護法の施行を「知っていた」と答えた人が39.5%（734人）であるのに対して、「知らなかつた」と答えた人が57.8%（1075人）であり、6割がこの法律について知らないという結果が出ました。なお、同法が適用される武力攻撃事態等において「住民避難が優先されるべき」と答えた人が62.8%（1168人）であり圧倒的多数を占めています。

#### ※ 国民保護法

正式名称は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。2003年から整備が始まった有事法制立法の1つとして、2004年6月に成立した。この法律上、武力攻撃事態等において、地域

住民の避難が、攻撃者に対する侵害排除に妨げになるという場合に、住民避難より侵害排除が優先される可能性が指摘されている。

### 自衛隊の活動範囲

自衛隊の活動としてどの範囲までが許されると考えるかという質問に対しては「他国に進出するための武力行使は「許される」と答えた人は4.4%（81人）であるのに対して、「許されない」と答えた人は70.0%（1301人）です。

ところが、「自国を防衛するための武力行使」については「許されない」と答えた人が15.8%（294人）であるのに対して、「許される」と答えた人は63.2%（1175人）となり、ほぼ逆転する回答状況となっています。外国からの侵略に対しては正当防衛が認められて当然という意識であろうと考えられます。

この質問に対する回答と、後記の、自衛隊を憲法9条違反と考えるか否かという質問に対する回答とをクロス分析しました。これによれば、他国に進出するための武力行使が許されると考えている人は自衛隊を憲法9条違反と「考えない」人（723人）の内の僅か6.3%（46人）であり、67.7%（490人）は許されないと考えています。

### 戦争についての意識

軍隊に召集されて海外の戦場に行かなければならなくなつた場合にどう考えるかについて「喜んで応じる」、「仕方なく応じる」は合計で31.0%（577人）であるのに対して、「ペナルティを課されても応じない」という強固な拒絶意思を表明した人が62.6%（1164人）です。

海外での戦闘に当事者として関与を求められることに対する拒否反応は強固であると言えます。

## 憲法について

### 基本理念についての知識

日本国憲法は、市民の人権を守るために国家権力に制約するものとして産み出されてきた近代憲法の延長線上に位置するものです。この国家権力に制約を課すという点が現憲法の立脚する根本原理なのです。

しかし、憲法の本質が、国民の人権を保障するために国家権力を制限するところにあるという理解を問う質問に、「知っていた」と答えたのは39.5%（734人）であるのに対して、「知らなかつた」と答えた人は55.5%（1032人）であり、実に、半分以上が知らないという結果が出ました。

憲法に義務を盛り込むべきとの自民党憲法調査会の主張は、現憲法の立脚する根本原理に異論を唱えるという側面を持っています。ところが、上記の調査結果によれば、平均的な市民はこの主張に関する議論の意味を正しく理解できないでいることになります。

平均的な市民に対して、現憲法の立脚する根本についての正しい理解を共有してもらう必要性は極めて高いといえます。

### 憲法第9条

「戦争の永久放棄」について「知っていた」は80.9%（1504人）であり、「戦力の不保持」について「知っていた」は71.1%（1321人）です。このことから、自衛隊が憲法9条に違反するのではないかという疑問の出発点は理解されていることが窺えます。

## 自衛隊の違憲性

自衛隊が憲法9条に違反すると「考える」が47.8%（889人）、「考えない」が38.9%（723人）と拮抗しています。

まず、両者の比率を年齢別に見た場合、10代と20代では「考えない」と答えた人が「考える」と答えた人を上回っています。30代以上では「考える」と答えた人の方が「考えない」と答えた人を上回っています。そして、年代が高くなるにつれて、前者が後者を上回る比率が高くなっています。

ここには、直接的、間接的な戦争体験の影響が見て取れます。

次に、現憲法の立脚する根本を「知っている」か否かとの関係についてクロス分析したところ、「知っていた」と回答した人（734人）の内、憲法9条違反と「考える」は61.4%（451人）で、「考えない」は30.2%（222人）であり倍の数値が出ています。

これに対して、「知らなかつた」と回答した人（1032人）の内、憲法9条違反と「考える」は39.9%（412人）で「考えない」は46.8%（484人）と拮抗しています。

## 憲法9条改正

憲法9条を改正して、軍隊を保有できるようにすることについて22.0%（196人）が「賛成」と答えているのに対して、圧倒的多数である76.0%（676人）が「反対」を表明しています。

両者の比率を年齢別に見た場合、どの年代でも「反対」と答えた人が「賛成」と答えた人を数倍上回っています。憲法9条改正に賛成する人が挙げる理由については30.6%（60人）が「現状が軍隊」であるからとか、41.3%（81人）が「国が軍隊を保有することは当然」となっており、現状を追認することを含み、国家が軍隊を持つことを積極的に考えていることが窺えます。

これに対して、憲法9条改正に反対する人が挙げる理由については、56.8%（384人）が「自衛隊を『戦力』ではない存在にする、あるいは廃止すべき」としており、27.9%（189人）が「憲法違反の現状であっても、自衛隊の活動への抑止的効果はある」としています。ここでは、軍隊に対する拒否意識が強い傾向にあることが窺えます。

更に、憲法9条の本来の意味を重視する人の割合が過半数ですが、本来、専守防衛論等に賛成しながらこれ以上の自衛隊の活動の拡大等に反対する人も多数存在しています。

## 憲法9条改正とアジア諸国との関係

憲法9条を改正した場合に、アジアとの関係はどうなると予測されるかという質問に対し、「良好になる」3.8%（72人）、「変わらない」22.0%（409人）、「悪化する」59.5%（1105人）でした。

このように「悪化する」が高い比率を示している理由としては、日本軍の軍事行動によって日中戦争、アジア太平洋戦争でアジア諸国民に多数の死傷者が生じたという「加害者」としての歴史的背景を考えられます。また、調査時点での小泉首相を始めとする政府関係者の靖国問題に関する発言に対してアジア諸国が強く反発しているとの報道も影響しているものと考えられます。

次に、この質問の回答と、自衛隊を憲法9条違反と「考える」か否かをクロス分析したところ、憲法9条違反と「考える」人（889人）の内、「悪化する」は73.7%（656人）で、「変わらない」は18.5%（165人）の約4倍です。

これに対して、上記の間に對して「考えない」人（723人）の内、「悪化する」は57.3%（415人）で、「変わらない」は31.2%（226人）の約1.8倍に過ぎません。

さらに、憲法9条を改正し軍隊を保有することについて「賛成」か否かをクロス分析したところ、「賛

成」と答えた人（196人）の内、「悪化する」は42.8%（84人）で、「変わらない」は43.3%（85人）と拮抗しています。これに対して「反対」と答えた人（676人）の内、「悪化する」は83.4%（564人）で、「変わらない」が11.2%（76人）と7倍以上です。

## 総括

アンケート結果をみると、現在でも、憲法9条を改正して軍隊を保有することについては、反対が76%と圧倒的多数を占め、賛成は22%に過ぎません。

憲法9条を改正すると、日本とアジア諸国との関係が「悪化する」と考える人（59.5%）が、「良好になる」と考える人（3.9%）を圧倒的に上回っています。

自衛隊の活動範囲についても、他国に進出するための武力行使は許されないと考える人は70.7%で、許されると考える人の4.4%を遙かに超えています。

戦争に対する意識でも、軍隊に招集されて海外の戦場に行かなければならなくなつた場合にどう考えるかという質問について、「ペナルティを課されても応じない」と考える人が62.7%を占めました。また国民保護法が成立したにもかかわらず、武力攻撃事態等でも「住民避難を優先させるべきである」と答えた人が62.9%と半数を大きく上回っています。

このようなアンケート結果は、半数以上の日本国民が憲法9条の存在意義を認め、日本が軍隊を持つことに疑問を呈していることを示すものです。

それにもかかわらず、憲法改変論議は、一部の政党・政治家主導で進められ、本来主役であるべき国民が蚊帳の外に置かれている感を否めません。6割（57.9%）の人が国民保護法の施行を知らなかつたというアンケート結果は、間接的ではあるが、このことを示しているように思われます。

このような状態は決して日本の将来にとって良いとは思えません。

私たちは、憲法の原点に立ち返って、権利・自由とは何か、軍隊とは何か、あるべき平和とはどのようなものなのなどの問題を真剣に考える必要があります。

ところが、憲法が国民の人権を保障するために国家権力を制限するものであるという憲法の本質を「知らなかつた」と答えた人が半数（55.6%）を超えておりことからも垣間見られるように、国民の間でも、まだまだ上記の問題に対する知識が不足していると思われます。

## 基地・憲法問題を考えるシンポジウム

2005年8月20日、アクロス福岡4階国際会議場にて、基地・憲法問題を考えるシンポジウムを開催しました。

第1部は、水島朝穂早稲田大学教授による基調講演、沖縄弁護士会横田達弁護士による米軍ヘリ墜落事件の報告。

第2部では、元瑞泉学徒隊の宮城巳知子さんより沖縄戦の経験をお聞きし、当委員会から基地・憲法問題意識調査の分析を報告しました。

第3部では、宜野湾市長（当時）の伊波洋一さ



(シンポジウム実行委員会撮影)

ん、ジャーナリストの斎藤貴男さん、沖縄弁護士会元会長の新垣勉弁護士という3名のパネリストから問題提起をいただき、ディスカッションを行いました。

以下、パネリスト3名と基調報告者水島朝穂教授の発言要旨です。

## 伊波洋一氏

### 沖縄から見た米軍基地

沖縄にいると、米軍に守られているという思いは全くありませんね。ベトナム戦争や湾岸戦争をいろいろ見てきて、その戦争の度に基地の側に住んでいるものだから、うるさくなつて騒がしくなっていくわけですけれども、沖縄を守るために米軍基地があるなんて誰も思っていません。日頃は基地があるが故に、少女レイプ事件なども含めて犯罪が多いし、日常的な我々住民地域上空での飛行訓練とか、そういうものが増えていくわけです。

### 「海兵隊は日本を守ることを目的としている」という考えは間違い

海兵隊が無くなつて誰が日本を守るのかという議論がありますが、そもそも海兵隊は日本を守るためにいるわけじやありません。

普天間にしても、去年の3月に20機のヘリが行ってしまいました。3000名の海兵隊の部隊はイラクに行ってまだ帰ってきていません。去年の8月にはさらに26機のヘリが行って、2000名が行って、合わせれば5000名の海兵隊の実戦部隊とヘリ40数機が行って、この3月まで空っぽでした。

おかげで静かな日々でした。犯罪も減りました。米軍の犯罪も本当に極端に減りました。それでも別に何の変化もないわけです。危機感とかないわけですね、沖縄にも、日本全体にも。海兵隊を減らすことは十分可能なんです。

私たちが基地見直し委員会に対して働きかけをして、証言書面も出しましたけれども、彼らが出した5月9日の中間報告書の中に、国防総省は8000人の海兵隊削減案を持っているとちゃんと書いてあるんです。

### 海兵隊の目的は「攻撃」

海兵隊の目的は攻撃です。どこかの場所を守るためにいるのではありません。このことが取り違えられていると思うわけです。ですから海兵隊を動かすことはそんなに難しいことではない。

ただ海兵隊には、自分たちがこの沖縄を取った、戦争で1万2500人の戦死者を出して自分たちが獲得した島だという意識がとても強い。

海兵隊は、米本国に戻るとすぐ解散させられてしましますので、グアムへ司令部を移転しようという案が一つ浮上しているようです。彼らは彼らで生き延びたい。軍隊として生き延びたいのであって、日本を守るために沖縄にいたいと思ってはいないと思います。ここら辺の取り違えが、沖縄県民に大変な負担を継続させる原因になっています。

### 沖縄の基地を見直すべき理由

戦後60年も経た今、世界的に基地が見直されている中で、沖縄の基地も見直すべきです。日米のこれから友好的な関係の為にも、安全保障も必要かもしれないけれども、その安全保障を維持するためにも沖縄の今のような基地の在り方は将来的に維持できるものではないということを強く働きかけていくわけです。

### **安全保障と米軍が日本に駐留することは無関係**

世界の中で米軍がいるのは日本とイギリス、イタリア、限られたところです。他の国々 30~40 国と米国は 2 国間の安全保障関係を持ってますが、そこを守ってないわけではありません。部隊がいるのは日本のようなお金を沢山出してくれるところです。1人の兵隊につき 1200 万円のお金をしてくれるようなサポートがあるからこそずっと居続けたいわけです。安全保障関係というのではなく日本に駐留しないとできないということでは決してないということを理解して、もっと対等な日米関係を日本は主張しなきゃいけない。

### **日本の国民に犠牲を与えることなく米軍基地は存在するべき**

何千億というお金を出していながら自分達の国民が日常的に被害を受けている。私は、日本は自覚するべきだと思います。日本の国民に犠牲を与えることなく米軍基地は存在するべきだ、と。

こういうことがさらっと言えるような関係にならなきゃいけない。これはどこの国でもそうなっています。日本の国がそうなっていないだけです。

### **斎藤貴男氏**

#### **アメリカの一部としてものを考えることの落とし穴**

アメリカの一部として物を考え始めてしまったら、アメリカと友好関係が無い国は全て敵に回さなきゃならなくなるわけで、そんなふざけた話はないと思うんですね。日本は日本で、アメリカと仲良くするのは、それはそれで結構ですが、まさに向き合っている中国や朝鮮半島とは別途また友好関係を築くしかない。

#### **アジアに対する差別意識のもたらすもの**

アジアに対する、差別意識をもういい加減に脱却しないといけない。これまた綺麗事ではなく、損得で考えて絶対損だと思うんですね。今、日本経済のかなりの部分を中国経済に依存している。貿易量の半分が中国である。例えば鉄鋼業界なんかは中国がなければもうほとんど存在し得ないような状況にもなっています。ですから財界は実は改憲派じゃない人も結構多いと聞きます。

また、戦前や戦時中のようなスタンスで中国を見たら、これはこれで非常に恐ろしい。10億人もいる国が、これほどすごい勢いで経済大国になっていけば、いざ戦争になんかになってしまえば日本なんかイチコロですね。それでも何とかしようと思ったらアメリカ並みの軍事力を持たなければならなくなってしまう。それだって面積が小さいし、人口も 10 分の 1 なんですから、絶対に負ける。

そう考えたら、そういう武力によらない友好関係を築くしかり得ないんじゃないかと思います。日本が侵略が出来たのは、あちらが全然近代化されていなかったからなわけですから、この間の変化の様子を抜きにして、相変わらず差別を続けるというのは、これはとんでもない話であると同時に、自分たちにとっても全く無謀であるというふうに考えてます。

### **新垣勉氏**

#### **アメリカの国防戦略からの視点**

アメリカの国防戦略から見ると、沖縄は、地政学的に非常に重要な条件を備えている、だからそこに軍隊を置くことが最も軍事合理性にかなう。こういうことが戦後一貫して言われてきました。

しかしそれはあくまでもアメリカの視点なのであって、わたしたちとしては、沖縄あるいは日本国民

がどう考えるべきかというところから出発しなければならない。アメリカと中国が国交回復をした時、日本の頭ごなしにアメリカと中国が合意をした。政治的な合意をしたわけですけれど、やっぱりそれと同じようなことが起きることは政治家であれば常に視野に置いておくべきだろうと思うんですね。

### 「アジアの中の日本」という視点

そういう意味では、私たち日本がどういう国際関係の中で生存して行くのかというのが非常に重要です。やはりアジア諸国、近隣諸国との友好関係が基本的なベースになるんだろうと思います。戦後の自民党的政治というのは、日米関係を基軸にして政治や外交を組み立てているわけですけれども、それでいいのかということをもう一度見直す必要がある。もし真正面から安全保障を議論するのであれば、アジアの中の日本という位置付けでもう一回考える。そうすると中国や朝鮮を敵対国として想定するという考え方そのものに問題があるのではないかなと思います。

### 水島朝穂氏

#### 個人と国家は全然違うという区別から出発すべき

個人の正当防衛があるのに国家の自衛権は云々という議論が必ず出てくるんですが、個人と国家とは全然違うという区別から出発しないといけません。刑法36条にある正当防衛というものを私は否定しません。個人が急迫不正の侵害に対し、やむを得ず他に手段が無いという場合、必要な限度を超えない限りで自分を守るということについて、否定する人はいないでしょう。

しかし、国家というのは個人とは違って、様々な意見を持った人々からなるひとつの大きな組織です。何よりも国家というものは、国家そのものが存在しているのではなくて、憲法に基づいて存在しているというのが今日の共通の理解ということになります。

#### 自衛権の有様は憲法で規定され、憲法は自衛権に沈黙している

すると自衛権の有様、有るか無いかも含めて、国家の守り方は憲法で定めるのが筋であります。

ところが日本国憲法のどこを読んでも自衛権が出てこない。

どこを読んでも出てこないということは、これは暗黙の前提だ、国際法上自衛権はあるのだから日本国憲法は敢えて言ってないのだなどと色々な説明がありました。

しかし立憲主義の上では、国家というものは憲法に書き込まれてはじめて権限を持つわけです。日本国憲法は自衛権について沈黙をしている。この自衛権の沈黙というのは消極的に書かなかつたり忘れたりしたんじゃなくて、敢えて9条2項を置くことによって、自衛権という考え方、すなわち実力をもつて他国の侵略に対して国家が対抗するという方式を選択しなかったと私は考えています。

従って基本的には解釈論上、自衛権否定説という少数説を探るもので。そうすると、そんなのは絵空事だと反論されます。

#### 「先制自衛行為」は国際法上違法

ところが自衛権というのをまるまる認める議論というのは、もはや国際法の世界でも戦後の歴史の中でも少数派になってきています。とりわけ先制自衛論というのは、国際法上は違法です。アメリカの一部の学者とイスラエルの政府とその学者たちだけが先制自衛論という考え方を探っています。やられる前にやっちはまえと。

国際的には、この先制自衛論は少数派になっていますし、同時に自衛権そのものも限定しようじゃないかという議論が主流です。

## **憲法9条は先駆的な選択～ハーグ平和会議**

近年、国連でも、武力行使を可能にする条件を厳しく絞り込んで、いわばアメリカが自衛権ですらないのに単独で行動に出るのをどう縛るかという議論がされています。つまり世界の大勢は、国家が何らかの形で攻められた場合ですら、それに対する実力を以て対抗するということをどのように組み立てるかということについて様々な議論が行われているところです。ところが、日本はもう60年近く前に敢えてその手段をとらないというメッセージを発信しちゃってるわけですね。これはいわばかなり先駆的な選択であったということができると思います。

1999年5月、世界のNGO1万人が集まったオランダのハーグ平和会議で、世界のNGO平和運動は、それぞれの議会で日本国憲法9条のような決議をさせるべきだということが確認されました。憲法9条が世界の平和運動やNGOの共通の一つの目標になった瞬間でした。

## **日本国民の憲法9条への眼差し**

いろいろな評価ありますけれども、実は日本国憲法のことについて一番軽く見ているのは当の日本国民です。沖縄は47都道府県の中で憲法9条に一番熱い眼差しを持っています。

憲法9条を昔から持っている日本は、その価値を忘れつつありますが、世界的にいえば、敢えて自衛権に対してすら消極的な評価を加えるような憲法の価値は、これから逆に生きてくると思っています。

## **四文字熟語のマジック**

20年前、中曾根さんが戦後政治の総決算と言って様々な改革が始まりました。まず民営化は国鉄から始まりました。国鉄改革です。それがああいう兵庫の尼ヶ崎の事故のように暴走していった。改革が暴走していった一つひとつの事例が非常に分かりやすく見えてきたと思います。

改革というと何となくポジティブな表現で、誰も反対できません。しかし20年間の政治改革、行政改革、教育改革といった四文字熟語のはてに、憲法改革が目の前にやってきました。

## **司法改革と大学改革の危険な落とし穴**

司法改革と大学改革というのも厄介な問題で、これも最後の方にやって来ました。大学改革というのはどうやったか。独立行政法人化とロースクールという形ですね。

一番敵だったのは日弁連です。これはうるさい。政府がやることに対して、すぐ声明を出したり、「違憲だ」とか言う。ところがそういった憲法学者や法律学者が忙しくて忙しくて声明すら出せなくなるってのは見事なものこれは改革だったと思います。金儲けが生き甲斐だと8割の人が答えるようなロースクールができ、こういう集会を開かない法律家が、いま、養成されているかもしれない。つまり弁護士法1条は残しておいても、最終的には知財と企業法務が全てだと。そのために法律家になるという人間が増えていったらどうなるかというのは、おそらく弁護士の方でも悩ましい課題です。

## **「まだ勝っていないが負けていない」という状況**

大学法学部がどんどん解体していった。法学研究者を養成する大学院がどんどん消えていく。そして出来上がったのがアメリカ型のロースクールだったと。わたしたちは、その作られてしまった制度の中にいて、理想論ではすまない現実と向き合いながら、積み木崩しにならないように踏みとどまって、いい人材を送り出したいと頑張っています。

決して勝っていないけど、まだ負けていない。そういう中で頑張っていかなければならないと思っています。

### 2005年（平成17年）の出来事

- 3月16日 島根県議会で2月22日を「竹島の日」とする条例成立。韓国政府が抗議。
- 3月20日 福岡西方沖地震発生。
- 4月 1日 個人情報保護法完全施行
- 4月25日 JR福知山線脱線事故、乗客と運転士を合わせて107名が死亡。
- 8月26日 ハリケーン「カトリーナ」がフロリダ上陸、死者約1200名。
- 9月11日 第44回衆議院議員総選挙（いわゆる郵政選挙）で自民党圧勝
- 10月25日 日本の旧植民地のハンセン病患者が日本政府に補償を求めたソロクト・楽生院事件について東京地裁判決（本書「弁護士の責任—ハンセン病問題」参照）。
- 11月28日 横綱朝青龍、史上初の7連覇と年間6場所完全制覇を達成。

## おわりに

2013年のいま、まるでこの「基地・憲法問題を考えるシンポ」を企画した2005年4月当時と既視感を覚えるようなことが起こっています。

昨年に政権に返り咲いた安倍首相は、「まず憲法96条から改正しよう」と「憲法96条改正先行論」を唱えています。3月には、それに呼応して民主党、維新の会、みんなの党有志が、「96条研究会」設立に向け集まると報道されています。また、超党派の議員が参加する「憲法96条改正を目指す議員連盟」が活動を再開しています。

この「まず」とか「先行」というのは、その後に本当の狙いが控えていることを前提とする言葉です。そして、これまでの安倍首相の主張内容から推し量るに、その本当の狙いが、憲法9条の改変であり、「国民の責務」の創設など、憲法理念を根本から変えることにあることは容易に想像ができます。

憲法96条の改正手続規定は、憲法典の安定性を確保するため、言い換えれば、時の権力者による安易な改変を許さないために、権力者に対する縛りを重くしているものです。従って、その改正に向けての議論は、権力者に対する縛りを自ら緩くしようというものであり、立憲主義の根幹を揺るがすものというべきでしょう。

最後に、上記シンポで基調講演をされた水島朝穂教授が弁護士会への提言として述べられた言葉を紹介して、この項を終えます。我々一人一人の弁護士が、今後の人権擁護の活動の礎として正面から受け止めなければならない言葉だと思います。

私たちは、弁護士法第1条で基本的人権の擁護を掲げる、強制加入団体としての弁護士会が、憲法の「規範力」と市民の「平和力」をどう高めるかということを、弁護士会の最も重要な活動として位置づけて、人権の擁護のためにご活躍されることを祈念します。

（前田恒善）

# **人権と報道**

## **—報道の自由—**

# 人権と報道—報道の自由—

## はじめに

日本国憲法は、私たち国民の「表現の自由」（21条）を保障しています。この権利は、民主主義社会の死命を制するもので、憲法の中でも最重要の人権として位置づけられています。自由で民主的な社会は、まさに自由な討論と民主的な合意形成によって培われます。言論の自由と、自由な言論の前提として公権力が保有している情報を主権者である国民が自ら知る権利は、国民が自ら政治に参加するためには必要不可欠な権利であり、立憲民主主義の根幹をなす権利といえるのです。

そのような観点を踏まえて、ここでは、報道の自由と公権力が保有する情報の公開というテーマを基本にして、九州弁護士会連合会人権擁護委員会が取り組んだ活動、そして様々な課題や問題点についてご紹介します。

## 問題の所在

2003年5月に成立した個人情報保護法は、2年間の準備期間を経て、2005年4月に完全施行されました。

その混乱の中、公務員による犯罪や非違行為について、氏名が隠匿されるなど必要な情報が公開されない事象が多く起きました。犯罪や事故の発生時に、情報を最も多く保有する警察が、被害者や被疑者の名前を報道機関に伝えないという「匿名発表」も進んでいました。

その年の12月に閣議決定された政府の犯罪被害者等基本計画では、事件・事故の被害者を実名・匿名のどちらで発表するかの判断を事実上、警察に委ねる項目が盛り込まれました。

被害者・遺族の希望が理由とされていましたが、公務員が被疑者となる犯罪を典型として、情報公開という観点から問題があると思われました。

しかし、「メディア・スクラムによる2次被害を回避するため」という大義名分が示されたため、事件・事故発生直後の熱狂的集中取材であるメディア・スクラムに関しても具体的改善策が求められていました。

### ※ 犯罪被害者等基本計画

2004年に制定された犯罪被害者基本法は、政府に、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画を策定することを義務付けた。

策定された基本計画は、基本法15条の犯罪被害者等の安全確保のための施策の1つとして、「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるよう配慮していく」としている。

多数のカメラとフラッシュが被害者の行く手を阻む取材は、報道にとって必要なことなのか?  
被害者が静かにしておいてもらいたいと思っても我慢しなければならないことなのか?

また、逆に、そのような被害者保護のために、警察が被害者の氏名を報道機関に対して秘匿することは必要なことなのか？そこに問題はないのか？それ以外に方法はないのか？

九弁連の人権擁護委員会のメンバーは、西南学院大学でマスメディア論を研究している田村元彦先生たちとともに、「人権と報道ワーキンググループ」で勉強を重ねる中、検討すべき様々な問題があることに気がつきました。

そこで、2006年4月、九弁連人権擁護委員会は、福岡県弁護士会、西南学院大学法学部との共催で、警察の匿名発表問題と報道不信について考えるシンポジウムを実施することを決めました。

## 新聞・テレビ記者の意識調査

### シンポジウム準備会

2006年6月、人権擁護委員会は、佐世保大久保小事件の遺族であり、毎日新聞記者でもある御手洗氏の講演を聴く機会を持ちました。この中で、事件直後の被害者側遺族の気持ち、取材・報道をどう感じたのか、どのような対応をしたのか、などについてお話しして頂きました。

その中で、事件直後の心理状態がどういうものなのか、記者として当然の使命として会見を行ったこと、代理人弁護士が付いた後、「2回目の会見はしなくともよいのではないか」と言われたときに、内心ほっとしたこと、取材される側になって気づいた取材・報道の常識に対する疑問など、率直に語られていきました。

### ※ 佐世保大久保小事件

2004年6月1日、佐世保市立大久保小3階の学習ルームで、6年生だった少女が同じクラスの女児（同時12歳）にカッターナイフで切り付け、失血死させた事件。

日常的に私たちが接する事件報道や取材が、必ずしも当たり前のものといえないのではないか。権力による報道機関への介入が許されないことは当然であるものの、事件報道や取材自体についても、再検討が必要ではないか。それを記者の方々、報道機関の方々にも一緒に考えてもらう機会としてシンポジウムを構成すべきではないかと感じました。

7月から準備会議を開催し、西南学院大学の田村先生や久留米大学の森尾亮先生などと委員会メンバーとの間でシンポジウムの内容を詰めていきました。

福岡に所属している新聞、テレビ全社の記者を対象とするアンケートを実施し、被疑者・被害者の実名報道の必要性や、警察が匿名公表しかしない場合の問題点などに関する意識調査を行いました。分析は、西南学院大学の平井佐和子先生の協力を得ました。

準備会のメンバーで手分けして200通ほど配布したところ、78通の回答がありました。

以下、その結果の概要です。

## アンケートの結果

### 被害者の匿名発表

警察による犯罪被害者氏名の匿名発表は、反対が圧倒的でした。

◇ 情報を警察が独占することになり、その真偽を報道機関側が検証できないから。

◇ えん罪の温床になる。

他方、やむを得ない、という回答も少数ながらありました。

◇ 被害者人権保護は最大限尊重すべき。警察がその歯止めになるのは仕方ない。

匿名発表の具体例として、

◇ 殺人のような重大犯罪を除く被害者は匿名のケースが多い

◇ 被害者、被疑者が未成年、精神障害者のとき

◇ よくあるケースは性犯罪の被害者。この場合、女性として匿名にしてほしいという気持ちは理解でき、強制できない部分がある

◇ 10年以上前から性犯罪被害者やひったくり被害者などは匿名が原則だったが、近頃は何から今まで「被害者が強く希望している」との紋切り型の理由で匿名発表になってきているなどの回答がありました。

### 被疑者の匿名発表

被疑者氏名の匿名発表も、反対が圧倒的でした。

◇ 公職に就くものの不祥事は知らせる義務がある。個人情報保護を理由に公表しないケースの実体は、ほぼ100%が不祥事を隠したり小さく見せたりするのが目的であるから。

どちらでもない、という少数回答にも、匿名報道は限定的に認められるべきとの意見がありました。

◇ 書類送検されるような微罪であれば匿名もやむを得ない。しかし被疑者が公務員の場合は原則実名だろう。公的立場で働く人間には厳しく身を律する責任がある。刑事処分を受けた場合は氏名・年齢・役職・職場を明らかにして社会的に周知させることは当然だろう。

被疑者匿名発表の経験は、約3分の2の回答が「ある」、例として挙がったのは以下の例です。

◇ 妻が夫の乗った車に自分の車を衝突させ『殺人未遂』容疑で逮捕されたケース（すぐ後に罪名を傷害に変更）。「被害者の名前がわかつてしまう」と（その姿勢も問題ですが）妻の名前を匿名発表。現地の記者クラブ数社で抗議したが、くつがえらず。

◇ 明らかに被害者本人が名前をだして欲しいと言ってるのに、生徒に手を出した教諭の名を伏せた。

◇ 任意捜査の場合（逮捕せずに書類送検など）は、ほとんど匿名発表。

◇ 公務員の不祥事ものなど、日常的に起きている。

◇ 被疑者に精神病院への通院歴があるというだけで、実際に病気と診断されていない場合でも匿名で発表するのが慣例になってしまっている。

◇ 3年ほど前、長崎県対馬市であった複数犯による強盗殺人事件グループのうち何人かを逮捕したが、共犯者が逃げているという理由で氏名など公表せず。

### 被害者の実名報道

#### 犯罪被害者について実名報道が原則か？

過半数が「はい」と回答しました。その理由は、

◇ 正確な取材や事件の検証をするために実名は欠かせない。

◇ 「誰が」被害にあったのかを関係者に伝える必要がある。匿名では、生々しさ、被害の悲惨さ、悲しみなどが十分に伝わらない。

- ◇ 現実感、社会に与えるインパクトがある。

犯罪被害者について実名報道が原則か

- ◇ 実名でない限り、報道ではない

といったものでした。

また、25%が「被害者の意思による」と回答しました。その理由は、

- ◇ 被害者は最も守られねばならない。
- ◇ 報道による2次的被害を受ける可能性があれば、実名を強制できない。
- ◇ 大きい事件などではマスコミも過熱報道をしてしまう自責の念もある。

といったものでした。

さらに、17%が「どちらでもない」と回答しました。その理由は、

- ◇ 重大事件以外の報道は匿名でよいと思う
- ◇ 原則は実名だと考えるが、被害者を取り巻く状況などがあり、私自身としても判断・回答は迷う。
- ◇ 事件の内容による。しかしあくまでも本人の希望より公共の利益が優先すべきだ。

といったものでした。

4%が「いいえ」と回答しましたが、この設問が、最も回答が割れました。

被害者・遺族が2次被害を受けているという理由で実名報道を拒んだ場合の対処について過半数が「それ以後の続報は、氏名を出さないで報道する」と回答。その理由は、

- ◇ 報道により罪のない人が、被害を受けることは、市民の立場に立つ原則に反するから。具体的な被害の内容を聞き、程度に応じて判断すべきだと思う。
- ◇ 被害者や遺族を傷つける理由はない。
- ◇ 二次被害を発生させることが報道の本意ではないので。

などでした。

5%が「対処しない」と回答。その理由は、

- ◇ 問題なのは、いじめをしたり精神的苦痛を与えていた側であり、報道機関が「知らせる義務」を放棄する理由はないと思うので。
- ◇ 苦痛があるのは考慮しなければならないが、報道によって二度と悲惨な事件を起こしてはならないという社会的風潮を作ることも重要である。100対0で答えが出る問題ではなく、議論の継続が必要。

などでした。

33%程度が「その他」を選択。その理由は、

- ◇ たとえ、二次被害があったとしてもそれ以上に実名の重みがある。
- ◇ 尊重したいが、報道のために必要なことは何らかの手段で得られるようにしてもらいたい。
- ◇ 安易に匿名に流れるのは避けたい。最近は警察が初めに取材規制や匿名にする申し出をするよう被害者側に進めるケースが多いと聞いている。

などでした。



## 成人被疑者について

### 被疑者は実名報道が原則か？

ほとんどが「はい」と回答しました。その理由は、

- ◇ 記事の客觀性や正確性を担保するためには実名が必要。
- ◇ 実名報道により、記事の重みが増し、犯罪を繰り返さないための啓発的な効果も高まる。実名を知ることで、地域住民の不安も軽減されると思う。
- ◇ 本人がきちんとした刑事手続きを受けているかのチェック機能があるから。
- ◇ 罪を犯しているのだから当然。
- ◇ 当然のことではある。
- ◇ 社会的制裁を受ける責任がある。大きな犯罪抑止力となる。
- ◇ 報道機関の存在意義の一つ。ただし裁くのはあくまでも報道機関ではない。我々が社会に代わって鉄槌を下すなどとおこがましいことは考えてはいけないと思う。

などでした。

また、4%が「どちらでもない」と回答しました。理由は、

- ◇ 事件内容や場合による。思考停止で垂れ流すのは問題。
  - ◇ 被疑者はあくまでも被疑者であることを考慮しなければならない。
- などでした。

### 被疑者の家族が2次被害を受けているという理由で実名報道を拒んだ場合の対処について

約33%が「対処しない」と回答しました。その理由は、

- ◇ 名を報じられたくないから、罪を犯さなければよい。仮に2次被害が起きても責任は犯罪者が負うべき。
  - ◇ 端的に書くと「自業自得」だと思うから。
  - ◇ そこまでこだわっていたら報道できない。
  - ◇ 被疑者の家族のプライバシーよりも公益性が優先される
- などでした。

また、8%が「それ以後の続報は、氏名を出さないで報道する」とされていました。

60%が「その他」と回答しました。

- ◇ 実名報道の必要性を納得のいくまで説明する。
- ◇ ケースバイケース。
- ◇ 家族の事情を知らせる。

その理由として

- ◇ 被害者だけでなく、被疑者の家族にまで実名報道を制限された場合、報道の自由や知る権利が極端に制限されることになってしまうから。
- ◇ 基本的には実名が必要と考えるが、2次被害が著しい場合には、匿名がやむを得ないケースもありうると思う。
- ◇ 被疑者の家族が2次被害にあればそのこと自体を問題視して記事にしたらいい。匿名に変えるより書くことで被害を抑えたい。

などでした。

## 集中的過熱取材（メディア・スクラム）について

### 被害者に対する集中的過熱取材について

4分の3以上が「問題であり改善されるべき」と回答しました。その理由は、

- ◇ 同業者でも行きすぎだと思うケースを見るから。
- ◇ テレビカメラが並べば、まともな神経でいられない。
- ◇ 読者のマスコミ不信を招くなどエスカレートしていると思うから。
- ◇ メディア・スクラムが報道各社の横並び意識によって生じる部分も大きいと思うから。
- ◇ 写真週刊誌などが事実関係のはっきりしないことやプライバシーや人権を侵害することを書くような状況はおかしい。
- ◇ 同じ質問一回答をメディアの数だけ強いるのは不合理であり、共通する取材は一度で済ませる配慮があるべき。

などでした。

残りが「ある程度はやむを得ない」と回答。理由は、

- ◇ さまざまな目的、考え方を持ったメディアが取材することで多様な報道を期待できる。
- ◇ 取材により新たな事実や、被害者の心情が表に出る可能性がある。配慮は必要だが、報道の必要性の方が勝ると思う。
- ◇ 報道の自由は侵すべきでないから。

などでした。

### 被疑者やその家族に対する集中的過熱取材について

42%が「問題であり改善されるべき」という回答でした。その理由は、

- ◇ メディア・スクラムを組むことで半ば脅迫的に話を聞き出そうとすることは問題。
- ◇ 度を超えている面が多くある。マスコミといえども目的のためには手段を選ばない行為は許されないので。
- ◇ 苦痛を与え、取材への協力も得られにくくなる。
- ◇ 取材して話をじっくり聞くことと、カメラで集団で追い回すのは別問題。必要なことは「絵」ではなく、被疑者の本質に近づくことだから。

などでした。

また、過半数が「ある程度はやむを得ない」と回答しました。その理由は、

- ◇ どういった背景で生活し、育った人間が犯罪を起こしたかは、市民が当然知る権利があると思うから。
- ◇ 「なぜ」その事件が起きたかを検証し、社会の利得とするためには多少はやむを得ないが、興味本位の取材はすべきでない。
- ◇ 事件の責任を負っているから。
- ◇ 社会的制裁を受ける責任がある。大きな犯罪抑止力となる。家族にもある程度の責任はあるから。

などでした。

### 集中的過熱取材が起こる原因（自由記載）

- ◇ 特ダネを取りたい、という意欲はジャーナリズムの基本であり、さらに言えば知る権利の確保につながることであります。民主主義社会のあり方の根底にジャーナリストの前向きな意思の存在は関わっています。その悪い影響がメディア・スクラムです。よりよい社会を維持・構築するときには

避けては通れないことでもあります。

- ◇ 取材対象者の生の声、表情をみたいという思いは、どこの社も同じ。その中にいわゆる「抜き合おう」とするマスコミ特有の姿勢があると思う。
- ◇ (特に被害者の雑観について) 「ウチの社だけ、その場面がないのは問題だ」と考えるデスク、キャップがいるため。現場では望んでメディアスクラムを起こす記者はいない。
- ◇ 横並び報道の弊害。特ダネ至上主義の弊害。今後各社は事件報道のあり方自体を考え直す時期を迎えてる。
- ◇ 週刊誌、ワイドショーによる過度なセンセーションナリズム。
- ◇ 人々の興味、好奇心を満たすことが望まれていると錯覚しているため。
- ◇ 動機が理解できない凶悪事件が続発し、犯罪を憎む気持ちから記者の人権意識が低下している。事件取材の手法や紙面作りがパターン化して、思考停止に陥っている。各社が職場で新しい事件報道のあり方について日常的に議論を積み重ねる必要がある。
- ◇ メディアの多様さと、横の連携が不足していること。特にワイドショーなどのTVクルー。事実を掘り下げるより、瞬間の映像を狙う人たちが集まるとメディアスクラムにつながってしまう。メディア同士(新聞・TVなど)ではある程度の了解を得ることはできても、同じ垣根を越えた連携はほとんどない。
- ◇ 企業としてのマスコミの競争性。記者だけでなく経営の問題。  
などの意見が寄せられました。

### 対策

選択式で53名が「事前のメディア間に協議による節度ある取材の申し合わせ」、44名が「事前の取材対象者あるいは弁護人ないし代理人弁護士とメディアとの協議」、14名が「事後的な市民とメディアにより構成される第三者機関による検証」、26名が「過熱報道の相互自制」を選択しました。

4名が「その他」を選択し、「その都度、現場で最善策を判断するしかない」「解決しようがない」「民度を高めるような教育、もしくは文化の向上」「自治体などの担当者を報道機関と取材対象者の間に入れて調整すべき」と回答しました。

### 検討

このアンケートへの対応は、報道機関各社によって分かれました。積極的に協力する社もあれば、「協力しない」と通達する社もありました。

報道の自由を神聖不可侵であるととらえれば、アンケート自体が敵対的なものに見えるのかもしれません。実際にそのようにあからさまに書く回答も一部にはありました。

多くの回答は、メディアス・クラムを問題であるとし、特に被害者へのメディア・スクラムは何らかの改善策が必要としていました。ただし、犯罪被害者の実名報道が原則かという設問は、過半数が「はい」と回答し、内容は分かれました。

加熱取材の原因である過熱報道が、報道機関の横並び意識の問題であるとか、市民的好奇心を満たす目的など、商業主義的なものだから問題だ、との指摘はそれなりに存在しました。

ただし、被疑者に対する過熱報道自体について、「無罪推定」の原則の下での報道としても当然なのか、家族も甘受しなければならないのか、という問題意識が示されたものは残念ながらほとんど見当たりませんでした。

## シンポジウム「報道の自治を考える—報道被害とメディア不信—」

### 基調講演

2006年12月2日13時から、西南学院大学法科大学院2階大講義室で「報道の自治を考える—報道被害とメディア不信—」と題するシンポジウムを開催しました。約80名が参加しました。総合司会は、福島直也元委員が務めました。

メディア法の専門家である上智大学田島康彦教授から、「報道と人権の課題—事件報道の再構築に向けて」と題する基調講演をいただきました。

「人権」「個人情報」など市民的価値を掲げた規制がメディアにかけられ始めていて、憲法改正による表現の自由制約の露払いとされつつあること、イラク自衛隊の取材・報道規制が防衛庁によって敷かれ、現地での取材活動が禁止されたところ、このような権力監視をすべきメディアがその指示に従ってイラクから退去してしまったこと、放送局が法制度上すでに有事体制に組み込まれている現状が示されました。

日本が軍事化と監視社会に向かっており、報道規制については、市民のメディア不信とこれに乘じた権力の介入という構図があると指摘されました。

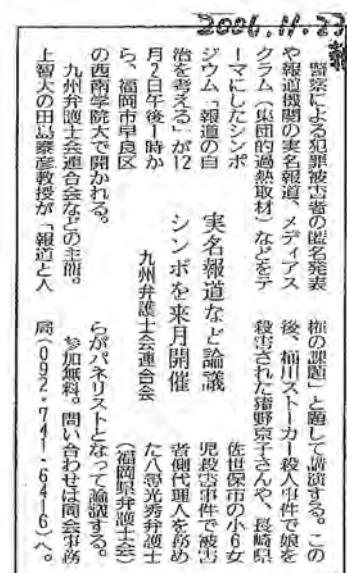
そして、メディア不信の根源は人権侵害であり、本来の役割を果たしているのか、行き過ぎを抑止する力が弱化しているのではないかと問題提起されました。

広がる匿名発表のうらに、個人情報保護法や犯罪被害者保護基本計画の後押しがあること、メディア・スクラム、特に被害者へのメディア・スクラムにおける人権侵害的状況が克服されないことが問題であり、自主・自立の救済機関が役割を担うべきことを指摘されました。

批判、軋轢を招く報道、取材を厭う記者たちが現れ、記者を守らない会社のもとで現場を萎縮と事なき主義が覆っていること、そのためには被害者等の人権を守れず、市民の知る権利も充足できない報道に陥っていることを指摘されました。

そして、そもそも事件報道は必要か、何を伝えるべきか、発生報道から調査報道へ重点を移すべきではないかと問題提起されました。

名前、顔写真の扱いについても、報ずることの意味を問うべきであり、事件報道のウエイトは適切か、あまりに過剰になっていないか、権力監視の役割は果たされているか否かが問題なのであって、実名匿名の問題だけに収斂すべきでないと指摘されました。



2006年11月23日付朝日新聞

### アンケート分析の発表

西南学院大学の平井先生から、記者アンケートの分析結果が発表されました。被害者の匿名報道について、被害者の意思によっては匿名も検討する、とした回答が4分の1あり、現場の記者の中にも戸惑いがあるようだとの紹介がなされました。

また、これに対して被疑者・家族への対応は消極的であることも指摘されました。

## パネルディスカッション

桶川ストーカー事件の遺族である猪野京子さんから、「娘が殺害された日、夜10時まで9時間も警察で取り調べをされた。ぼろぼろになって家に帰ろうとしたら、マスコミが家の周りを囲んでいて入れず、弟夫婦の家に行った。翌日家には入れたが、2ヶ月間取材の車と人に囲まれた。誹謗中傷の報道で、偏見と好奇の目にさらされた。今でもマスコミが流したデマで苦しんでいる」というメディア・スクラムの問題点が紹介されました。

### ※ 桶川ストーカー事件

1999年に起きた、ストーカーによる脅迫・名誉毀損事件の告訴等に警察が対処せず、殺人被害事件にまで発展した警察不祥事。

佐世保大久保小学校事件の遺族代理人となった八尋光秀弁護士は、「できるだけ家族に静かな悲しみの時間を取らせたいという方針で望んだ。本人は、メディア・スクラムから家族を守るために会見をしようとしていたが、医師の意見も求めて、止めた。断片的でショッキングな情報を出した行政機関（児童相談所等）とは面談を行った。代理人が会見を行うこととし、続報での名前、写真等を遠慮してほしいと訴えた。メディア・スクラムは回避できたが、横並びの取材・報道と被害者との間に大きなギャップがある」と指摘されました。

沖縄密約事件で被疑者とされた西山太吉氏は、「起訴によってメディアは起訴にまつわる問題だけを報道するようになり、政府側の沖縄返還協定の偽造という糾弾されなくてはいけない犯罪事実を全然報道しなくなった。2000年以後、アメリカの国立公文書館から密約を裏付ける文書が出てきたが、起訴報道を徹底的に行なったメディアの大多数は、国家の組織犯罪が明らかになっても十分報道していない。よそが特ダネを取ったものは追いかけないというメディアの独特的の体質がある。昨年、当時のアメリカ局長が証言してようやく全社が報道した。こういう体質が権力による情報操作の対象になる。権力には毒があることを認識しなければならない」と指摘されました。

### ※ 沖縄密約事件

1971年の沖縄返還協定に絡み、毎日新聞政治部の西山太吉記者が、取材上知り得た機密情報を国會議員に漏洩したとして国家公務員法違反で有罪となった事件。別名、外務省機密漏洩事件。

その上で、猪野氏は、「警察に嘘を流され、抹殺されようとした家族として、社会に訴えるために実名にしました。だが、事件にあって被害者なのに実名にするというのはすごくつらいことです。記者には、自分は世の中に何かを訴えたいからそういう道に進んでいると、そういう初心、精神を忘れないでほしい。そうすれば、私たち被害者だって心を開くと思う」と指摘されました。

また、八尋弁護士は、「メディアの矛先は最高権力には向いていない。弱者の方に暴力として向いている。弱いもののいじめをショービジネスにしているような番組の後押しをしていく。スクラムを組んだからといって取材ができるわけではない。取材方法として明らかに誤っている。報道の自由の名の下に許されていいとはならない。隼君事件では、当時軽微な事件とされた交通事故で、検察審査会を通じて不起訴事件を有罪にする活動があったことについて、調査報道が行われたが、こういう報道が市民に信頼される」と述べました。

### ※ 隼君事件

1997年、小学2年生男子児童がダンプカーにひかれて死亡、運転手は業務上過失致死罪と道路交通法違反で現行犯逮捕されたが、検察は不起訴処分とした。これを知った遺族が検察に問い合わせたところ、検察は被害者や遺族に対して処分内容や理由を通知する法的根拠がないと対応、これが報道で問題視され、国会でも取り上げられた。その後、新証言が出てきたことにより、運転手は業務上過失致死罪で起訴され、有罪判決を受けた。「被害者等通知制度」が導入されるきっかけとなった事件。

西山氏は、「権力の体質は秘密主義・閉鎖主義で変わっていない。現在でも総理大臣も外務大臣も密約はないというので訴訟を起こした。警察が自分たちの判断で、実名・匿名を自由自在に操作できるというところに問題がある。報道機関と被害者が、市民の自由の範囲内で解決する主体性を持つことが必要」と述べました。

会場発言として、西日本新聞の重川英介記者は、イラクで人質として拘束された人の家族取材で、宮崎の町役場職員が間に入りメディア・スクラムを回避した事例を紹介し、遺族の声に触れて、続報で名前や写真がくり返し出されることの重い負担に初めて気づいた、と指摘されました。

毎日新聞の坂本高志記者は、一度公表されたわいせつ事件被害者のプロフィールについて、警察から被害者の意向を理由に報道自粛を要請された事例で、氏名・住所等が知らされていなかったため、代理人が選任されるまで、自粛を求める被害者側の意向確認ができず、確認できなければ垂れ流されたおそれがあった、問題が生じないアクセスができるシステムが望まれていると指摘しました。

最後に、田島教授は、事件発生時に圧倒的労力をかける現在の事件報道を改めなければならないと調査報道の必要性を、八尋弁護士は、報道が自治を確立するためには、自らの過ちをただす仕組みが不可欠であることを、西山氏は、大衆社会、無関心社会にメディアが埋没することなく、主体的にもう一回再構築するしかない、と指摘しました。

### 2006年（平成18年）の出来事

2月10日 トリノ（イタリア）で冬季オリンピック開幕。

5月27日 インドネシアのジャワ島中部でマグニチュード6.3の地震が発生する。6000人近くが死亡。

8月25日 iPS細胞（人工多能性幹細胞）の作成が発表される。

9月19日 タイで軍事クーデターが起り、外遊中のタクシン首相はそのまま亡命する。

9月26日 安倍晋三氏が総理大臣に就任。

10月 9日 北朝鮮が初の地下核実験に成功したと発表する。爆発の規模は小さく、失敗説もある。

11月 5日 イラク高等法廷がフセイン元大統領に死刑判決を下す。

## 差し迫る問題

現在、表現の自由や情報公開を最も脅かしているものは「秘密保護法案」です。

秘密保護法案は、国の行政機関等が指定した「特別秘密」を漏えいしようとした職員、探ろうとした市民・記者などを厳罰に処すとともに、取り扱う職員に対し、漏えいのおそれがある人物ではないかと

の身辺調査を行うことによって、国の秘密を守ろうとする制度です。

九弁連でも、2012年10月29日に**秘密保全法案の国会上程に反対する理事長声明**を発しています（なお、声明発表当時は、「秘案保全法案」と称されていましたが、現在、法案の名称が一部変更されています）。

2010年の尖閣沖漁船衝突事件でのビデオ画像が流出した事件などへの対応が必要とされていますが、中国の船舶と海上保安庁の船舶とのやりとりは、主権者である国民の目に触れさせないで秘密にしておくべき情報なのか、これを国民に知らせようとする人に重罰を科すべきなのか、そのような社会が主権者である国民自身による意思形成によりよい社会といえるのか、が問われています。

これは、まさに西山記者事件の再検討を求めるものです。政府が主権者に重要な事項を知らせないまま、密約で社会のあり方を勝手に変えていく社会は民主主義社会とはいえません。メディアは、民主主義社会における自らの役割を理解し、全うしようとするのであれば反対すべきではないでしょうか。

東日本大震災後の原発事故報道でも、メルトダウン情報や、放射性物質の拡散予測であるS P E E D I情報が隠蔽されました。しかも、シンポジウムで田島教授が指摘されたように、防衛庁による退避勧告にメディアが肅々と従う「情報をコントロールしたがる国と、それに追随してしまうメディア」の関係が深化し続けているように見えます。

メディアの姿をただすとすれば、民主主義社会の意義を理解し、守り抜こうとする市民の力以外にあり得ません。

現状では弁護士会が社会に対して問題提起をし続けることが重要になっているものと考えます。

(武藤糸明)

# **水俣病は終わらない**

## **—天の声とともに—**

# 水俣病は終わらない一天の声とともに—

## 背景事情

水俣病の公式発見がなされたのは、1956年（昭和31年）5月1日です。

それから半世紀を超えたというのに「水俣病問題」は未だに解決していません。それにもかかわらず、これまでの水俣病の歴史を振り返ってみると、何度も「水俣病は終わった」とされ、国や行政からその終結宣言がなされてきました。

その終結宣言に対して、狭き門をこじ開けるように抵抗し、終わったとされた水俣病が実は終わっていない！ということを明らかにしてきたのが水俣病の歴史でもあり、水俣病の患者の抵抗と人権回復への道のりでもあります。ここで特筆すべきことは、それは決して多数者ではなく、常に少数者が、いばらの道を、まさに血を流す思いで切り開いてきた……ということです。

私たちは「水俣病における人権侵害性」ということを考えるとき、常にその視点を忘れてはならないのです。

### ※ 水俣病

日本の化学工業会社であるチッソが海に流した廃液により引き起こされた公害病。世界的にも「ミナマタ」の名で知られ、水銀汚染による公害病の恐ろしさを世に知らしめた。

環境汚染による食物連鎖により引き起こされた人類史上最初の病気であり、「公害の原点」といわれる。

1956年に熊本県水俣市で発生が確認されたことが病名の由来。この後、新潟県下越地方の阿賀野川流域で昭和電工が引き起こした同様の公害病の病名も水俣病であることから、これを区別するために前者を熊本水俣病、後者を第二水俣病または新潟水俣病と呼称する。単に「水俣病」と言われる場合には、前者を指す。水俣病、第二水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくは四大公害病とされ、日本における高度経済成長の陰の面となった。

1973年の熊本水俣病第一次訴訟判決で加害企業チッソの責任が認められ、水俣病認定基準が争われた第二次訴訟を経て、1980年には国、熊本県を被告に加えた第三次訴訟が熊本地裁に提訴された。この第三次訴訟の闘いは、県外転出者を原告として東京、大阪、京都、福岡の各地裁に拡がり、熊本地裁、京都地裁では、国及び県の国賠責任が認められたが、1995年、自民・社会・さきがけの連立与党三党による解決案を受け入れ、ほとんどの原告は訴訟を取り下げた。

1995年、多くの原告が訴訟を取り下げたことにより、未認定患者の補償問題は解決した、とされました。つまり、裁判の原告であるか否かを問わず、当時1万1000人の方々がいわゆる政治解決に応じ、水俣病問題は終わったとされたのです。

ところが、訴訟を起こしていた患者の中で、関西訴訟の原告だけが和解や政治解決を拒否して訴訟を継続していました。関西訴訟の原告は、わずか数十人の原告にすぎないものでした。しかし、彼らは最後まで闘い続けました。

2004年の最高裁判決は、チッソの責任はもとより、国および熊本県の法的責任を確定させるものでした。患者の損害についても、1人あたり金400万円～金800万円という賠償金が認められたのです。

1995年の政治解決以降、水俣病の認定申請を行う患者は激減しました。関西訴訟の最高裁判決が  
出るまでの約9年間、水俣病の認定申請を行う者はほとんどいない状態と言ってもいいくらいでした。

ところが、この関西訴訟最高裁判決によって、これまで水俣病の症状を抱えていながら、名乗りをあげてこなかった多数の患者が立ち上がり、水俣病の認定申請を行う者が急増しました。一方で、水俣病認定審査会の委員が委員を辞退するといった事態が発生しました。その理由は、水俣病認定審査会が出  
した結論が、司法によって覆されるのであれば、認定審査会委員の汚辱にかかわる、ということだった  
のです。

行政側は、このような事態に対し「新保険手帳」（水俣病の一定の症状を有する患者に対して医療費を無料にする）を交付するという施策を実施しました。しかし、患者がこの「新保険手帳」を受け取るために、あまりにも過酷な条件を呑まなければなりませんでした。

——水俣病の認定申請を取り下げること

——訴訟を提起しないこと

「新保険手帳」によって事態を収束させようとした、飴とムチのような行政の施策に対し、患者らは怒りを爆発させました。先の政治解決以降、鳴りを静めていた患者たちが、幾つもの患者団体を結成したのです。

そのような患者団体の中でも、政治解決以前のときと同様に訴訟で解決しようとする患者団体と、訴訟ではなく行政との交渉によって解決しようとする患者団体に分かれました。

他方、1995年の政治解決をモデルとして、第2の政治解決策を目指す動きがあり、当時の自民党、公明党による与党プロジェクトチームが活動を開始しました。関西訴訟最高裁判決以前までは「水俣病は終わった」とされていたのですが、判決以降、水俣病問題は、いわば国政の重要課題として再燃することになったのです。

## 九弁連に対する人権救済申立

2005年9月8日と16日、出水の会および不知火患者会外563名が九弁連に対し、チッソ株式会社、国、熊本県、鹿児島県を相手に水俣病患者に何らの補償もせず、水俣病問題を放置しているのは、重大な人権侵害であるとして、人権救済の申立を行いました。

この人権救済申立を受けて、私たち人権擁護委員会は、本格的な調査を開始することになりました。

## 人権擁護委員会の調査の経緯

調査委員会は、水俣湾、水俣市内の百間排水口など、被害発生の地域の現地調査、申立人である出水の会及び不知火患者会、原因企業であるチッソ株式会社、環境省、熊本県、鹿児島県からの聴き取りを行い、研究者・医師からもレクチャーを受けました。

また、2006年3月～6月にかけて、水俣病の症状を訴える未認定患者を対象にアンケート調査を実施しました。合計2396通の回答が寄せられました。

健康被害の内容については、複数回答が可能であり、「手足のしびれ」が2209名、なんと全体の92%の方が症状を訴えていました。

その他にも、つまずきやすい、ボタンがかけにくい、視力障害、難聴、手足のカラス曲がり、口まわ

りのしびれなど、多くの人が複数の症状を有していることがわかりました。

「これまで認定申請をしたことがあるか」という質問に対しては、「ある」と答えた人が44%、「ない」と答えた人が56%と、認定申請したことがない人の数が認定申請したことがあると答えた人の数を上回っていました。

「なぜ認定申請しなかったのか」という質問に対する回答は複数回答があり、「自分が水俣病であることがわからなかった」という人が754名、「申請しても認定されないとあってあきらめていた」という人が396名、「自分や家族への差別偏見の不利益が生じると思って申請しなかった」という人が838名となっていました。

熊本県に於ける認定申請者数は2005年まで1万7875名で、このうち認定された人はわずか12%にすぎません。1977年の、いわゆる昭和52年判断条件以降認定者は減少し、1988年以降は1桁代まで落ち込み、2000年～2005年まで1人の認定も認められませんでした。

これに対して、棄却件数は昭和52年判断条件以降急激に減少しています。

申請の取り下げ件数は、1995年の政治解決を受けて、1996年度は364件です。先に述べたように、認定申請者がほとんどいない状況となりましたが、2004年の関西訴訟最高裁判決を契機として、水俣病の認定申請者数が急増しました。

行政による救済体制の不備、昭和52年判断条件という高いハードル、水俣病に対する差別偏見という社会的な要因が複雑に絡み合って、潜在的な被害者を多く生み出しているということがわかりました。

#### ※ 昭和52年判断条件

昭和52年7月1日付環境庁(当時)企画調整局環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」に記載されている公健法(公害健康被害の補償等に関する法律)による水俣病の行政認定基準。

それ以前の認定基準である昭和46年8月7日の環境庁事務次官通知「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」では、一つの神経症状のみでも認定されていたところ、52年判断条件は複数の症状の組合せ(例えば、感覚障害と運動失調の組合せ)を認定の条件とし、実質的に認定条件を厳しくした。

### 九弁連の警告を執行

2007年2月17日、人権擁護委員会から提出されていた執行意見につき、九弁連理事会の承認を受け、その年の2月23日、警告を発しました。

九弁連は、チッソ株式会社、国、熊本県、鹿児島県に対して、憲法13条、25条に反する人権侵害を認定し、かつ人権侵害の程度としては、もっとも重い「警告」となりました。

その概要は以下のとおりです。

#### 不知火海沿岸の健康調査を実施すること

症状及び程度に応じた補償および医療、福祉での施策を可能にする救済システムを作ること

すべての水俣病被害者を救済するための新たな基準を定立すること

救済システムは、国、熊本県、鹿児島県の責任で負担すべきであること

国、熊本県、鹿児島県は、積極的に水俣病に関する情報を提供すること

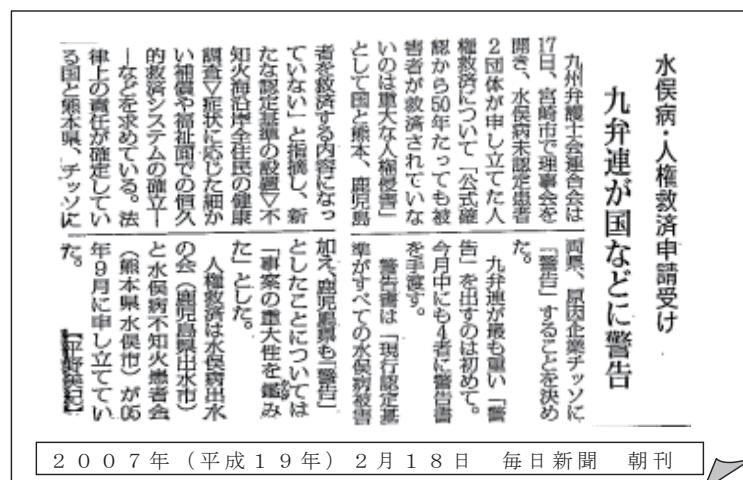
理由については、以下に、警告書の第7「終わりに」の部分を引用します。

すでに、未認定患者についてのチッソ及び国、熊本県については、長年の裁判の実績があるうえ、関西訴訟の最高裁判決において法的責任が確定している。前記最高裁判決では、これらの法的責任の前提として、国については水質二法、熊本県については漁業調整規則上の作為義務違反による違法性を認定しており、司法判断が確定している。従って、国及び熊本県の未認定患者に対する違法な人権侵害が行われたことは明らかである。のみならず、このような前記最高裁判決によって、チッソ、国、熊本県の未認定患者に対する法的責任が確定し、さらには認定審査会の判断条件を充たさない、未認定患者に対しても救済すべきことが宣言されているにもかかわらず、かかる未認定患者を救済すべき抜本的解決は何らなされないまま、現在まで放置されていると言っても過言ではない。未認定患者の対する症状に応じた一時金の給付や医療費等の手当をなすことは水俣病によって何十年もの間、苦しんできた患者に対する緊急の責務である。またこれらの症状を把握するための健康調査は不可欠なものであると言える。チッソのみならず、国、熊本県、さらには鹿児島県が、これらの抜本的解決のための措置を怠り、現在なお未認定患者に対する救済がなされず、現在もなお、なおざりにされている状況は新たな人権侵害であると言わざるを得ない。このように本件人権救済申し立てにおけるチッソ、国、熊本県、鹿児島県らは、いずれも法的責任に基づく人権侵害のみならず、前記最高裁判決において司法判断が確定して2年以上経過するもなお未認定患者に対する抜本的解決をなしえていないという意味において二重の意味で人権侵害を行っている。本調査書において、あえて勧告にとどまらず警告まで出すことにしたのは、相手方らの人権侵害の程度が重いということ、かつ、かかる人権侵害が長期的に続いていることを考慮したためである。かかる事情に鑑み、相手方らは速やかに本警告書の趣旨に従って人権侵害の状態を解消されることを切望する。

以上のとおりであるから別紙警告書のとおり、警告をするのが相当である。

## 社会的反響

九弁連が出した警告は、マスコミでも大きく報道されました。その社会的反響は、その後、様々なうねりとなって広がりを見せました。



九弁連

水俣病被害の全面救済を訴え、未認定患者団体（の水俣病不知火会）と「水俣病出水の会」（鹿児島県出水市）から人権救済申し立てを受けていた九州弁護士会連合会（九弁連・河西龍太郎理事長）は十七日、未認定患者問題の抜本的解決がなされていない現状を「人権侵害書」と認定し、国や熊本、鹿児島両県、原因企業子行政への不信任をお

ソノに対する、全被患者を救済する新認定基準の策定などと求めた警告書を理事会に承認した。今月中にも四者に提出する方針。

〔39回〔闇連記録〕〕

「警告」は最も厳しい懲罰。擣倒・九弁連が出すのは初めてで、水俣病公式確認から五十年以上経過し、二〇〇四年の関西訴訟最高裁判決で行政の法的責任が確定したにもかかわらず、未認定患者が放棄され、他の第三者も同様に警告書を受けることになった。河野西理事長は、「（警告）は、（全般）敷設行為ではないが、（全面）敷設実施責任者を問わないでいい鹿児島県の重大性をかんがむ」と述べた。他の三者と同様に警告の対象とした。

警告書では〇有機水銀汚染の可能性がある全生民を対象に健康調査を実施し、潜伏患者を把握する。この①障害の程度に応じたきめ細かい補助を可能にする救済システムをつくる。②司法行政による公害問題への重大性の在否などを判断する。③公害問題が認定基準を満たすかどうかを評議會に提出して、機能性を示す期期待をして停止の原因解消に遅れることない。

一団体は〇五年九月、  
「国や県、チップが脳卒  
撲滅を怠つてゐる人は人  
権侵害」として人権救護  
を申し立てた。これ受け  
た九弁連は未認定患者の  
意識調査や、関係機関へ  
の聞き取り調査を実施し  
てきた。

2007年（平成19年）2月18日 西日本新聞 朝刊

水俣病救済求め敬言生日

王水元方書人種傳

# 病患者水俣認定未水救済九弁

と救済システムの確立を要求。また、水俣病の患者認定審査会のメンバーを医療専門家だけではなく、法律・社会福祉の専門家、一般市民からも選任することを求めていた。九井連がまとめた報告書では、「国と熊本県を最商裁判決で責任が明確になつているのに、何ら実効的な救済策を策定する方針がない」と批判。チソソについては「調査に協力せず、より一層の被害を拡大させた」としている。判例上、責任が明確になつていない鹿児島県も警告対象としたことについて、九井連は「被害状況の重大さ、社会的責任の重さを考慮した」としている。

2007年（平成19年）2月19日 目経新聞

## 「水俣病を放置」 九弁連が警告書

国、チッソに

九州弁護士会連合会は23日、「水俣病の被害者を放置してきたのは人権侵害」として、安倍首相、若林環境相、原因企業のチッソに対し初の警告書を提出した。

警告書は、チッソが排出した有機水銀の汚染地域に居住していたり、魚介類を食べたりした全住民の健康調査を実施し、国がすべての被害者を救済する新たな基準を作る」となどを求めている。

記者会見した河西龍太郎・九弁連理事長は、「いまだに被害者が救われていなければ重大な人権問題。警告書が一日も早く解決できるきっかけになつてほしい」と話した。

2007年（平成19年）2月23日 読売新聞 朝刊

## 「水俣病問題を考える九弁連シンポジウム」の開催

2007年6月16日、九弁連の警告を踏まえつつ、さらに水俣病問題について広く一般国民の理解を得るために、「熊本テルサ」にてシンポジウムを開催しました（九弁連主催、日本弁護士連合会、熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会の共催）。

シンポジウムは、①ノンフィクション作家柳田邦男氏による基調講演、②患者団体構成員に対する健康調査（アンケート）結果の報告と分析とする基調報告、③水俣病関西訴訟原告団長のアピール、④柳田邦男氏、熊本大学名誉教授丸山定己氏、岡山大学大学院環境学研究科津田敏秀氏、熊日新聞社会部次長山口和也氏（肩書きは当時のもの）をパネリストとするディスカッションという4部構成で行われました。



（シンポジウム実行委員会撮影）

## 九弁連大会決議

2007年10月26日、宮崎で開催された九弁連大会において「水俣病問題についての抜本的な解決を求める決議」が決議されました。

### 水俣病問題についての抜本的な解決を求める決議



水俣病は公式発見からすでに51年を経過した。

これまでに多数の被害者はこの解決をめざして訴訟や交渉を通じた不断の努力を続けてきた。1995（平成7）年にはいわゆる政治解決により広範囲な被害者の救済が図られ、水俣病問題は解決したかに見えた。ところが、2004（平成16）年、一部継続されていた訴訟について、チッソ株式会社のみならず国、熊本県の責任を認めた最高裁判決が出され、水俣病認定申請者の数は増大し、新たな訴訟が提起されるなど、未だ多くの患者が未解決の状態に置かれ、身体的、精神的、経済的苦痛を強いられている現状が明らかになった。

この解決を図るために最も重要なことは、被害の全体を把握するための行政による不知火海沿岸全域を対象とした健康調査であるが、これは今もって実施されていない。現在与党プロジェクトチームによる解決案が検討されているが、その内容は極めて限定的で不十分なものであるといわざるを得ない。

九州弁護士会連合会は、最高裁判決により司法判断が確定したにもかかわらず、水俣病患者の救済がなお放置されたままであることは、水俣病患者に対する重大な人権侵害であるとして、国、熊本県、鹿児島県、チッソ株式会社に対して本年2月に警告を出した。また6月16日には「水俣病を考えるシンポジウム」を行い、国、熊本県、鹿児島県がこれまで行ってきた認定の判断基準の誤りを確認した。さらに、7月14日には、現在検討がすすめられている与党プロジェクトチームの解決案中間案についてその不十分性を指摘する理事長声明を発した。

当連合会は、重ねて、国、熊本県、鹿児島県に対し、早急に不知火海沿岸全域における健康調査を実施し、かつ、以下の点を考慮した水俣病についての抜本的な解決策を策定し実施することを強く求める。

- ① 従来の判断基準を改め、症状の軽重を問わず、すべての被害者を救済すること。
- ② 補償の内容は少なくとも2004（平成16）年最高裁判決の内容を下回ってはならないこと。
- ③ 恒久対策としての医療費、療養費等の支給、さらには、水俣病に関する医療専門家の育成や医療の充実、介護・自立支援等の福祉施策の充実等を解決策に盛り込むこと。
- ④ 解決にあたっては、国、熊本県も経済的負担を負うこと。
- ⑤ 解決策は时限的なものではなく、恒久的な救済施策とすること。

以上のとおり、決議する。

2007（平成19）年10月26日

九州弁護士会連合会

さらに、2008年10月24日、大分で開催された九弁連大会において「水俣病問題についての抜本的な解決を求める再度の決議」が決議されました。

## 水俣病問題についての抜本的な解決を求める再度の決議

1 2004（平成16）年の関西訴訟最高裁判決によって、国、熊本県の法的責任が確定してから4年が経過した。

その間水俣病の認定申請をした者の数は熊本県、鹿児島県で5000人を超えており、認定審査会は鹿児島県では全く開かれていないし、熊本県でも再開はしたもののはほとんど機能していない。すでに1600人もの患者が司法救済を求めて提訴するという状況にあり、さらに拡大する様相にある。

2 当連合会は、これまで水俣病問題について、2007（平成19）年2月に国、熊本県、鹿児島県、チッソ株式会社に対して警告を発したり、同年の定期大会において水俣病問題について抜本的な解決を求める決議を採択したりするなどの活動を行ってきた。

さらに当連合会は、日本弁護士連合会と合同で本年6月14日及び6月15日の2日間に亘り、胎児性世代及び小児性世代を中心におよそ110名の水俣病患者についての実態調査を実施した。この調査の結果においても、水俣病患者の実態が明らかになってきている。何らの救済も受けることができない被害者が数多く残されているし、胎児性世代等の比較的若い世代の問題が取り残されている。また、水俣病の被害救済に関し行政から何らの情報提供もなく、被害者が救済から取り残されてきたことなどがこの調査から浮かびあがってきた。

3 これに対して、国（環境省）も熊本県も自らの責任を放棄し、何らの解決を図ろうとしない。立法府においても、与党プロジェクトチームなどでその対応を検討しているとされているが、具体的な救済立法は全くなされておらず、またその動きも乏しい。むしろ、被害者救済を置き去りにしたまま、加害企業チッソの分社化の議論が持ち上がるなど、加害企業擁護とも取れる案が出てくるなど水俣病の問題はますます混迷の度合いを深めている。

4 これまでの国（環境省、国会）や熊本県の対応は、関西訴訟最高裁判決で明らかにされた国や熊本県の責任を果たそうとするものとは到底評価することはできない。むしろ、関西訴訟最高裁判決からすでに4年が経過し、この間何ら具体

的救済措置をとっていないことからすると、国や熊本県は、関西訴訟最高裁判決で課せられた法的責任を何ら果たそうとせず、被害者を放置し続けているといえる。公式発見から実に52年もの年月が経過した水俣病の問題は、被害者の生命・健康を侵害した重大かつ未曾有の人権問題である。この重大な人権問題について長年被害を放置し、あまつさえ最高裁判所判決後相当期間を経過したにもかかわらず、国や熊本県がなお被害者救済を行わないという不作為状態が続いていることは違憲の評価をうけるものといわざるを得ない。

5 水俣病の発生からすでに半世紀が過ぎ、被害者も高齢化している。昨年度においても九弁連大会決議で水俣病問題についての抜本的な解決を求める決議を行ったが、この1年間に被害者救済になんら進展がないことは重大な人権侵害が継続していることにはかならない。すべての被害者救済のためには、一刻の猶予もない状況である。

よって、当連合会は、国、熊本県、鹿児島県に対し、昨年度に引き続き改めて、早急に不知火海沿岸全域における健康調査を実施するとともに、かつ、以下の点を考慮した水俣病についての抜本的な解決策を策定し実施することを強く求める。

- ① 従来の判断基準を改め、症状の軽重を問わず、すべての被害者を救済すること。
- ② 補償の内容は少なくとも2004（平成16）年最高裁判決の内容を下回ってはならないこと。
- ③ 恒久対策としての医療費、療養費等の支給、さらには、水俣病に関する医療専門家の育成や医療の充実、介護・自立支援等の福祉施策の充実等を解決策に盛り込むこと。
- ④ 解決にあたっては、国、熊本県も経済的負担を行うこと。
- ⑤ 解決策は時限的なものではなく、恒久的な救済施策とすること。

以上のとおり、決議する。

2008（平成20年）10月24日

九州弁護士会連合会

さらに、2010年10月22日、沖縄で開催された九弁連大会において「全ての水俣病被害者が救済される特措法の運用を求める決議」が出されました。



## 全ての水俣病被害者が救済される特措法の運用を求める決議



2004（平成16）年の関西訴訟最高裁判決によって、水俣病の発生・拡大について、国・熊本県の法的責任が確定した。これを受け、水俣病問題についての抜本的な解決への期待が高まった。

その後ようやく、2009（平成21）年になり、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていく社会を実現すべく水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という）が成立した。

しかしながら、特措法は、その運用如何によっては、被害者救済ではなく、被害者切り捨てにつながりかねない危険性も内包している。すなわち、特措法のみならず、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という）においても、被害者に対する補償は原因企業たるチッソ株式会社が負担する旨の制度設計がなされているが、特措法において同社は分社化のうえ消滅させる可能性が指摘されており、その場合救済を受けることができない被害者が多数生じる可能性がある。

そこで、当連合会は、以下の事項について求めることを決議するものである。

### 1 環境省は

(1) 特措法7条2項が定める救済措置対象者確定のための期間として救済措置の開始後3年以内を目途とする旨の規定は努力規定であり、これを経過した後に補償を受けるべきことが明らかとなった被害者を切り捨てることがないように方針を定めること。

(2) 特措法9条2項の事業再編計画の認可において、すべての水俣病被害者の救済が可能となるような認可の基準を定めること。

### 2 国、熊本県、鹿児島県、チッソ株式会社は

水俣病認定患者とりわけ胎児性認定患者において、患者及びその家族の高齢化に伴って症状が悪化し、介護の必要性がますます強くなっている現状に鑑み、患者の治療、訓練、社会復帰、職業斡旋、介護及び家族の福祉の増進等実情に即した具体的方策を定めること、並びに、これらの患者が安心して生活するための医療施設の充実、地域の中で暮らしていく介護や支援サービスの充実を実現出来るように、最後まで責任を持ってその福祉的措置に取り組むこと。

2010年（平成22年）10月22日

九州弁護士会連合会

## 水俣病は終わらない

2007年2月に、九弁連が行った警告以降、水俣病問題は大きな政治問題として国政に重大な影響を与えてきました。

人権救済申立を行った不知火患者会は、その後、大量提訴の方針に基づいて、東京、大阪でも提訴が相次ぎ、数千人の原告を抱えるマンモス訴訟となりました。

同じく人権救済申立を行った出水の会は、救済策における一時金等の補償及び団体加算金（一時金加算金）についての要求をもとに政治解決の方向で活動を行いました。

ところが、政府与党が提案した水俣病プロジェクトチームの第2の政治解決策は、チッソの拒否という異例の事態の中で、今度はチッソを分社化するという事態に発展していきました。

2009年7月、自民党から民主党へと政権交替が行われようという「どさくさ」の中、水俣病被害者の救済および水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が成立しました。この法律は、患者救済とチッソの分社化とをセットにした法律なのですが、将来的に加害企業であるチッソの消滅の可能性を残すものでした。また救済策の中身も、基本的には1995年のときの政治解決策と変わりはありませんでした。さらに、この救済策には3年を目処にして、救済対象者を「確定する」という内容となっており、期限限定の余地を残すような曖昧模糊とした内容だったのです。

国や行政は、救済策の期間を限定する趣旨で、裁判原告における和解を含めた特措法による3年以内の確定作業、および、その後のチッソの分社化の推進、そして、最終的には水俣病問題の幕引きを目指していました。

その後、裁判原告の和解が成立していき、特措法の申請期限の打ち切りなど、一見すれば、あたかも水俣病問題は再度の収束に向かっているかのようでした。

しかし、2013年4月16日、最高裁判所は、水俣病の行政認定を棄却された患者が公健法上の水俣病であることの認定義務付けを求めた訴訟について、患者の請求を認め、熊本県に対して患者を水俣病と認定するように命じる判決を言い渡しました。

水俣病問題がこれほどまでにねじれにねじれ、長い裁判闘争を経なければならなかつたこと、また国のあいまいな施策や政治解決により、やむなく中途半端な解決に応じざるを得なかつた多数の水俣病患者がいるのは、いわゆる昭和52年判断条件に基づく行政認定制度があまりにも厳しく、患者救済ではなくて、患者切り捨ての道具として使われて来たからであるといつても過言ではありません。今回の最高裁判決は、52年判断条件を満たしていくなくても、公健法上の水俣病として認定し得ることを明言したものであり、これまでの行政認定のありかたに根本的な疑問を突きつけるものです。

今回の最高裁判決は、画期的なものであり、水俣病問題の全面的解決へと大きな期待を抱かせるに十分なものであります。最高裁は、文字通り、人権の最後の砦としての役割を果たしたといえます。

しかしながら、最高裁判決が出たことで、何もしなくとも水俣病問題が解決するというものではありません。環境省は、関西訴訟最高裁判決の際にも、「52年判断条件は否定されていない」として認定基準を改めようとはしませんでした。行政認定のありかたが正面から問題とされた今回の最高裁判決に対しても、環境省は同じ論法で、認定制度を変えずに、抜本的な解決をすることなく逃げきろうとしています。

これに対して九弁連は、2013年5月1日付で、理事長声明を発表し、国に対して昭和52年判断条件の速やかな見直しを求めるとともに、熊本県及び鹿児島県に、国と協力して、今回の最高裁の判決に従った患者救済を迅速に実現するよう求めました。

——水俣病は終わっていない！——

健康被害を訴え続けている被害者がたくさん存在していることを、私たちは忘れてはいけません。それは「少数者の声」かもしれません。でも「天の声」かもしれないのです。

人権侵害は今もなお続いている。そして、今後もなお、九弁連の取り組みが求められています。

(三角恒)

#### 2007年（平成19年）の出来事

- 1月 9日 防衛省発足（1953年発足の防衛庁を省に格上げ）。
- 4月 17日 伊藤一長長崎市長狙撃される。
- 7月 16日 新潟・長野で地震震度6強。東京電力刈羽6号原発で放射能漏れ。
- 9月 12日 安倍晋三総理大臣が辞任。
- 9月 26日 福田康夫氏が総理大臣に就任。
- 10月 1日 郵便局（日本郵政公社）が民営化。

# **表現の自由をまもる**

## **—沖縄高江ヘリパッド事件—**

# 表現の自由をまもる—沖縄高江ヘリパッド事件—

## 人権救済申立に至る経緯

### 沖縄の特殊な事情

日本には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（日米安保条約）の下で、全国に多数の米軍基地が存在しています。

とりわけ、沖縄県には在日米軍専用施設の約75%が集中しています。そのため、基地周辺地域では、日常的な飛行機やヘリコプターの騒音問題に悩まされ、また、飛行機やヘリコプターの墜落事故（本書「平和的生存権—米軍ヘリ墜落事故と基地・憲法問題」参照）、環境破壊・汚染、生活被害、米兵及び米軍属による婦女暴行事件・交通事故、地域開発の阻害等、様々な人権問題、社会問題が引き起こされています。

まさに沖縄県民の平和的生存権が脅かされていると言つても過言ではありません。

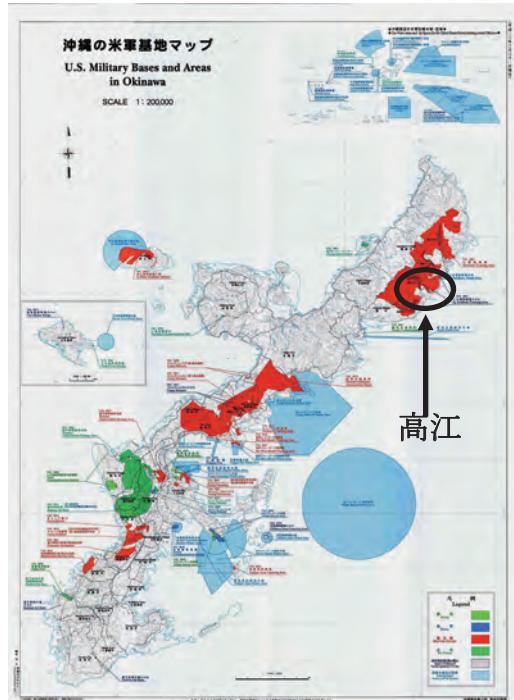
### ヘリパッド建設計画と国による仮処分

1995年9月、米兵による少女暴行事件を契機に、沖縄県では基地負担軽減の声が高まっていました。

1996年12月、いわゆるSACO最終報告に、沖縄本島北部の米軍北部訓練場（総面積約750ヘクタール）について、その返還予定区域内にある既存のヘリコプター着陸帯（以下、「ヘリパッド」といいます）を残余の部分に移設することを条件に北部訓練場の約3987ヘクタールを返還することが盛り込まれ、日米両政府はその内容で合意しました。

2006年2月、日米合同委員会は、移設されるヘリパッドの数を6カ所とし、高江地区を含む移設候補地が合意されました。北部訓練場内には20ヶ所以上のヘリパッドが存在しています。それにもかかわらず、その一部を返還する条件として、残余の基地部分に新たに6ヶ所のヘリパッドを建設するわけですから、沖縄の基地負担軽減といいながら、それがいかに画餅に過ぎないものかがわかります。

しかも、新たなヘリパッド建設予定地は、高江地区を取り囲むように点在していて、民家からわずか400mしか離れていないところもあります。しかも、私たちが通常想像するヘリパッドとは全く異なる、直径65~80mという巨大なものです。騒音、重低音、爆風、墜落による被害が懸念されました。また、当初から、高江地区の住民は、世界各地で墜落等の事故をおこしている、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備と、その離発着や訓練にも多大なる危惧感を抱いていました。そのため、高江区民総会は、平和で平穏な暮らしと生活（平和的生存権）を求めて、数度にわたってヘリパッド建設に対し、反対の決議をしました。また、高江地区住民は、「ヘリパッドいらない住民の会」を発足して建設に反対しました。



【沖縄の米軍基地マップ】

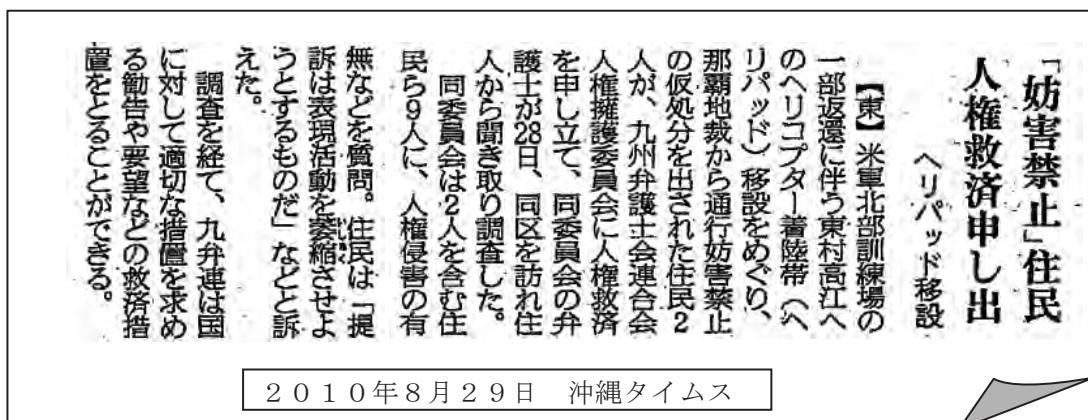
沖縄県知事室（基地対策課）

ところが、2008年11月25日、国はヘリパッド建設地に至る所有地を通路として通行、使用するにあたり、通路の入口付近等で通行等を妨害するおそれがあることを理由に、地域住民ら15名に対し、所有権に基づく妨害排除、妨害予防を主張して、裁判所に仮処分手続を申し立てました。その当事者の中には、当時7歳の女児も含まれていました（その後、国は女児について取り下げています）。

2009年12月11日、裁判所は、このような国の仮処分申立のうち、12名は却下し、その余2名は認容しました。

## 高江地区住民による人権救済申立

2010年4月6日、高江地区住民らは、国のおこなった仮処分申立は、司法を利用して国民の最も基本的かつ重要な権利であり、かつ民主主義の根幹である「表現の自由」を不当に侵害するものであり、また、正当な表現行為に対して萎縮効果を与えることを目的とした不当訴訟である（スラップ訴訟）として、当委員会に人権救済申立をしました。



### \* スラップ訴訟とは？

「公衆の関心事について表現の自由の行使に対して起こされた戦略的訴訟」、「公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟」のこと。1980年代にアメリカで誕生した法概念。州ごとに被害防止法が存在している。

## 人権擁護委員会の判断

### 当事者選定の問題

#### 高江の住民が狙い打ちにされている

国の仮処分の裁判では、その当事者のほとんど（当初訴えられた15名中12名）が高江地区的住民でしたし、その余の3名についてみても、当事者として選定された住民らと人的な親和性を有する人々でした。さらに当委員会がつぶさに調査をしてみると、反対運動をおこなっている人々の中に、高江の住民はごく一部でした。また、国が証拠として提出した写真やDVDに写る人物の多くも、高江の住民以外の平和活動団体や自然保護活動団体の人々などが含まれていることがわかりました。

そのような結果から、当委員会は、国がそのような事実を知りながら、あえて訴訟の対象者を地元の

住民に絞り込んでいるものと判断しました。

### **ずさんな当事者の選定**

この仮処分の裁判では、国は、当時7歳の女児も当事者としていました。また、証拠として国が提出した写真にも人違いが散見され、さらに提出された資料からは、具体的妨害事実が不明な者も訴訟当事者として対象にされていることがわかりました。

### **無関係な「家族」を巻き込んでいる**

通路の入口付近等で車両や大人の通行等を妨害するなどといったことが、当時7歳の女児にできるはずもないことは、一般人の誰の目からみても明らかなことでしょう。もちろん、その女児が通行等を妨害したような具体的な証拠資料も存在していません。国はその女児を当事者として訴えておきながら、後日、自らこれを取り下げました。そして、当委員会が調査をおこなってみると、その女児もさることながら、その他にも、国の疎明資料が極めて乏しい者の家族を訴訟の対象者として選定していることがわかりました。これによって、突然、住民は国の起こした訴訟に家族が巻き込まれたことを知り、以後、有形・無形の負担を強いられる結果に陥りました。

### **疎明資料の問題**

当委員会の調査によると、国の疎明資料がそもそも存在していなかったり、極めて薄弱な資料に基づいて、国の申し立てがなされていることがわかりました。例えば、住民がインターネット上のブログなどをを利用して意見を表明しているその内容や、写真の展示会をしている様子、反対している住民らの集うテントなどで住民らが食事の準備をしたり、そこへパイナップルを差し入れたりしている様子、あるいは新聞記者の取材に応じて住民が意見を表明したことなど、国は膨大な資料を提出していました。このような訴訟活動と資料は、国が、住民のヘリパット基地建設反対の意見表明 자체を、通行を妨害する行為とみなしていることを示すものでした。

## **国の訴訟によって生じた影響と結果**

### **表現の自由に対する萎縮効果の発生**

国の申立の結果、住民はすぐさま反対運動や意見表明を自粛、躊躇、辞退するようになりました。当委員会の住民らへの聴き取り調査によると、例えば、立看板などに「反対」という言葉を書くと妨害行為と言われるのではないかとひどく心配になって、表現文言を控えたり、あるいは躊躇したり、マスコミや公の場に出たくないでの発言を拒否あるいは自粛したり、中には、公安警察に尾行されているのではないかと毎日不安な日々を送っている、インターネット上の意見や書き込みさえも控えたり、躊躇するようになった、また、家族の巻き添えを懸念して、自ら反対活動や意見表明を完全に辞退し、さらに配偶者にもやめてもらいたいと思っている人もいました。

### **地域の偏見と分断**

住民らが居住している高江地域内からは、他の住民からの偏見や差別的な発言などが生じているようでした。当委員会の住民らへの聴き取り調査によると、他の住民から、「悪いことをしたから国から訴えられたんだろ。」「被告人だ、被告人が来た」「反対して、いくらもらっているの?」などといった間違った認識や偏見から心無い言葉を浴びせられた住民が多数いることがわかりました。住民の方は、口々に、まるで犯罪者のような扱いを受けていると吐露していました。人口わずか160人ほどの牧歌的な村があえなく分断されたような状況になってしまい、訴えられた住民らは、疎外感と不安感を覚え

る結果となっていることがわかりました。

聴き取り調査の際、住民の方々は、終始、穏やかで淡々と語っていましたが、切実さと徒労感のようなものを帶びた面持ちが印象的でした。

### 応訴の負担

訴えられた住民は、この裁判のために精神的負担のみならず、経済的負担（裁判費用の捻出、裁判出頭や準備のための休業損害、時間の空費）を強いられる結果となりました。

## 表現の自由一人権侵犯性の検討と結論

憲法21条は、表現活動の事前抑制を禁じ、かつ表現活動を理由とする事後的な不利益な取り扱いを禁じることによって、表現の自由をあつく保障しています。

そのため、これを制約する立法や国の行為は、原則として「厳格な基準」を満たすものでなければなりません。これは、国が表現活動をおこなっている国民に対して民事裁判をする場合も、合理的根拠に基づいて事前の十分な調査、検討を行い、国民の表現活動に対する必要以上の萎縮効果を招かないよう十分に配慮する必要があります。

国の申立内容をみると、座り込み、インターネットやマス・メディアに対する意見表明、国に対する工事中止の申入れなど、あらゆる表現活動やその内容を執拗かつ詳細に指摘したものでした。その資料はじつに膨大なもので、あたかも広範な表現活動を抑制するかのような印象を与えています。さらに、反対運動への参加を呼びかける表現活動まで禁止するかのような「事前抑制」に近似する事態を招いていました。

国は、県内外から集結した多数の反対運動者の中から、あえて高江地区の住民を集中的に選定し、夫婦や子といった家族ぐるみで当事者として選定しています。また、人違いの写真が証拠として提出され、さらには、当事者の約9割が裁判所によって却下されているといった事態からみても、国は、現に通行妨害を行っているか否か等を判断する検討作業を全く行っていないか、仮にそれが行われたとしても、極めて杜撰なものと言えます。そして、実際に、このような杜撰な国の訴訟の結果、住民の表現活動に重大な萎縮効果が発生しました。

以上のような総合的な調査結果などから、当委員会は、このような国の訴訟提起行為は、憲法21条（表現の自由）から要請される「厳格な基準」を満たしておらず、国民の表現の自由を不当に侵害した人権侵犯があるものと判断しました。

よくよく考えてみると、ごく普通の生活を営んでいる一般国民が、突然、国から訴えられるということは、まさに驚愕の事態でしょう。それによって想像を絶するような苦痛を生むことになります。実際に、狭い地域住民からの差別や偏見も生じていて、屈辱感や疎外感といったものを感じている住民も多数いました。そういうことも踏まえてみると、この事案における住民の応訴の負担というものは、一般的な市民相互間の民事裁判などとは同視し得ない、はるかに過酷なものであったといわざるをえないのです。



【やんばるの森 ハイビスカス】

松崎暁史 撮影

このような国の訴訟手続は、実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするものとは言えず、当事者を被告の立場に立たせることによって、訴訟上または訴訟外において有形・無形の不利益負担を与えるなどの不当な目的、つまり、住民運動つぶしといった目的が強く疑われるものでした。我が国では「訴権濫用の法理」に関連するものですし、米法上の「スラップ法理」に親和性を有するものともいえます。

民主主義社会における表現の自由は、その苦渋の歴史的経過を踏まえてみても、ひとたび失われれば、その回復は至難のものとなります。その重要性はいくら強調しても強調しすぎることはありません。それゆえに、その制限については、慎重さが要求されるのは当然です。すなわち、国は、国民の表現活動に対する萎縮効果を招かないよう、慎重な配慮と不断の努力を決して怠ってはいけません。

また、国が司法機関を利用して国民に対する民事訴訟を断行した事実は、広く報道されています。これによる表現の自由の萎縮効果は、様々な国の施策に対して意見を表明している、あまねく国民に波及する脅威となりかねません。

このような観点から、当委員会は、そもそも憲法を擁護しなければならない国に対し、表現の自由の重要性について強く警鐘を鳴らすとともに、国民を相手に司法手続をとるにあたっては、国民の表現活動を封する結果を招かないよう、厳正な再発防止を要請する「勧告」が相当と判断しました。

### 聴き取り調査雑感（1）

高江の住民から人権救済の申立てを受け、私たちは、実際に現地に赴き、住民から話を聞きました。

「ヘリパッド移設の反対運動をやり続ける」と使命感を持って語る夫とは対照的に、幼子を抱える妻は、突然国から訴えられたことによる精神的なショックや恐怖から、「家族のことを考えて、夫にはもう止めて欲しいというのが本音です」と。

国の行った仮処分申立てがもたらした萎縮効果を目の当たりにした瞬間でした。（木下健一）

現地調査先の高江村は、自然豊かでのどかな雰囲気の村でしたが、その村の中でも軍用地のゲート周辺は雰囲気が一変し、別世界のように感じました。高江村の住民の皆さんのがんばりをうながす声が、周辺の空気を染めています。そして、仮処分事件の債務者となった住民の皆さんから聞き取りを開始した後は、どうして債務者にされたのか首をかしげたくなる回答が続き、国による債務者の選定は、少なくとも極めて杜撰であるものと考えざるを得ませんでしたし、債務者になったことで、住民の間にも亀裂が生じていると思われる回答を聞いて、仮処分事件が住民同士の関係性にまで影響を及ぼしていることに驚きました。

軍用地を抱える地域の負担感、国が裁判を起こすことによる影響力の大きさなど、改めて考えさせられた現地調査でした。（内山和哉）

## 国に対する勧告の執行

2011年12月6日、当連合会は、法務大臣、防衛大臣および沖縄防衛局に対する勧告を執行しました。

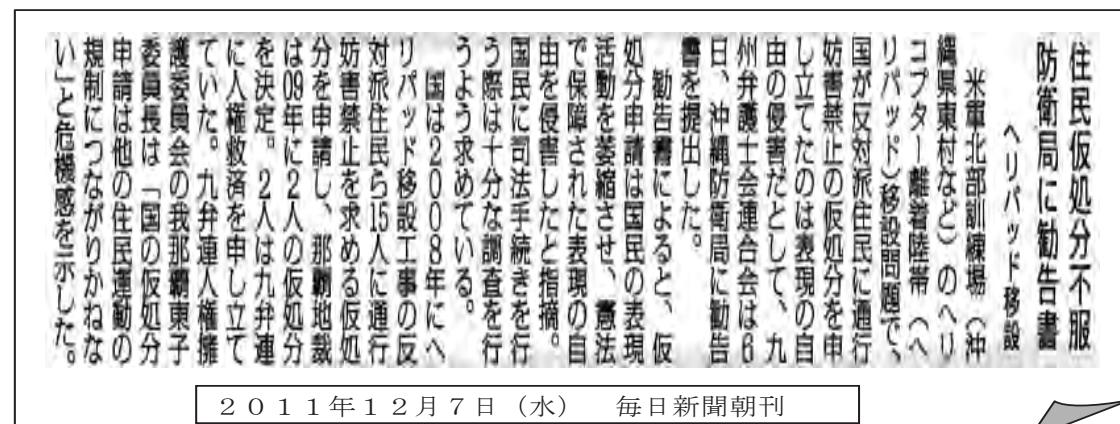
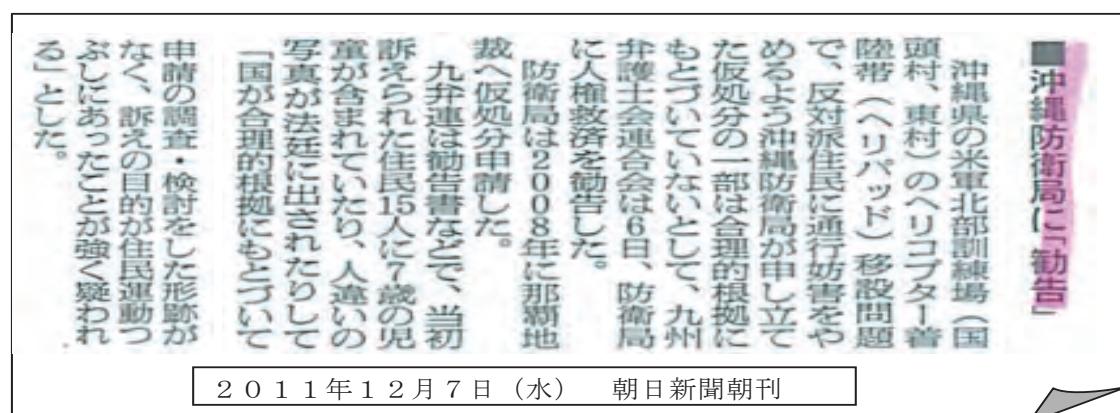
### ＜勧告の趣旨＞

国別紙住民目録記載の13名に対する那覇地方裁判所平成20年(ヨ)第166号通行妨害禁止仮処分申立事件の申立行為は、合理的根拠に基づいて事前に十分な調査・検討を行ったものとはいえず、国民の表現活動に対して必要以上の萎縮効果を招來したものであり、憲法上保障されている表現の自由を侵害するものである。

よって、当会は、国に対し、国民を相手に司法手続を執る際には、合理的根拠に基づいて事前に十分な調査・検討を行い、かつ、国民の表現活動に対する必要以上の萎縮効果を招来することのないよう勧告する。

～詳細な「勧告の理由」は九弁連HPをご参照ください～

マスコミの関心は非常に高く、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、沖縄タイムス社、琉球新報、N HK、琉球朝日放送の各社が報道しました。



## 勧告執行後の状況

2009年12月11日の仮処分決定は、国が取り下げた女児を除く債務者14名中、12名に対する申立を却下し、2名に対しての申立を認容するものでした。認容された2人は、起訴命令を申し立て、2010年1月29日、国は、その2名に対して那覇地方裁判所に本訴を提起しました。

その後、2012年3月14日、那覇地方裁判所で一審の判決が出ました。国の訴えた2名の住民のうち、1名について棄却し、1名について一部認容判決となりました（物理的方法による妨害行為のみ禁止）。住民の裁判闘争は、現在もなお続いている（上告審）。

表現の自由を守る、九弁連の不断の活動が求められています。

(我那覇東子)

### 聴き取り調査の雰囲気（2）

裁判手続きを介した妨害排除請求が、表現の自由を侵害しているという判断を下すのは難しいのではないのだろうかというのが、現地調査に赴く前の率直な感想であった。しかしながら、現地調査では自分の想像力がいかに貧困であるかを思い知らされた。

私が担当したのは、ヘリパット建設反対運動のリーダーの一家であった。この家は、リーダーと共にその妻及び当時7才の娘も仮処分の対象とされていた。無論7才の女の子の名前はマスコミにも出ていなかった。しかしながら、この7才の女の子が仮処分の対象とされていたことは地元では知らない人はいなかったという。母親は、女の子がこの件をきっかけに「いじめ」にあうのではないかということをしきりに気にしていた。そこでやっと、この仮処分申立てが裁判手続きを利用した恫喝であることに気づいたのである。遅すぎるといわれれば、そのとおりである。（大毛裕貴）

今回の事件は、提訴行為であってもやり方によっては表現の自由に対する脅威となるのだということを九弁連が明らかにしたという点で、大変有意義だったと感じております。国の提訴によって、高江住民の皆さんのがいかに萎縮してしまっているか、直接お話を伺いすることができたことも私にとって大変貴重な勉強になりました。今後も基地問題によって国民の人権が侵害されることがないよう関心をもって見守っていきたいと思います。（北澤匡大）



【住民の経営するやんばるの森の中のカフェ】

松崎暁史 撮影

2012年8月8日付 每日新聞

事故が多発している米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイの沖縄配備問題が、ジュネーブで6日始まった国連の人種差別撤廃条約の委員会で条約違反に当たらないか審査される。会期末の31日、日本政府に積極的な情報提供を促し、危険除去のための計画見直しを勧告する可能性がある。すでに申請されている米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の同県名護市辺野古移設設計画と併せて審査される。

国連の会議に参加資格を持つ非政府組織（NGO）「反差別国際運動」などが6日、重大な条約違反を防ぐ「早期警戒措置・緊急手続き」を求めた。沖縄への過度な米軍基地集中を同条約の保護対象である琉球先住民に対する日本政府の差別政策の延長だと批判。普天間移設やオスプレイ配備の計画を見直すなどの勧告を求めていた。6月には「オスプレイ配備は国際条約違反の人権侵害」との批判声明を国連人権理事会に提出した。

委員会は3月、日本政府に質問状を送付。外務省は7月までに「沖縄県の居住・出身者は同条約の人種差別の対象ではない。普天間移設などは沖縄の負担軽減や安全保障上の要請によるもので、差別的な意図はない」と回答した。

## 《これまでの日弁連の意見》

### ◆表現の自由を確立する宣言—自由で民主的な社会の実現のために（2009年11月6日第52回人権擁護大会宣言）

憲法21条1項が保障する表現の自由は、民主主義社会の死命を制する重要な人権である。自由で民主的な社会は自由な討論と民主的な合意形成によって成立するのであり、自由な意見表明が真に保障されていることが必要である。

### ◆平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言（2008年10月3日第51回人権擁護大会宣言）

政治的な意見表明が、平和的生存権にかかるような場合、当該権利は全ての基本的人権保障の礎となる重要な権利となることから、これら意見表明はより尊重される。

### ◆沖縄駐留米軍ヘリパッド建設地区住民相手に仮処分を申し立てた国に対し表現の自由の尊重を求める会長談話（2011年12月15日）

民主主義社会における表現の自由は、ひとたび失われれば、その回復は至難となる繊細なものである。それゆえに、内在的制約はあるものの、これを制約する国の行為は、国民の表現活動に対する必要以上の萎縮効果を招かないよう十分な配慮をしなければならない。

当連合会は、国に対し、国民を相手に司法手続をとる際には、国民の表現活動を封ずる結果を招かないように十分に配慮し、表現の自由を尊重するよう求めるものである。

### 《2011年の出来事》

- 1月31日 小沢一郎民主党元代表。政治資金規正法違反事件につき検察審査会議決により強制起訴。国会議員の強制起訴は初。
- 3月11日 東北地方太平洋沖地震発生。マグニチュード9。阪神淡路大震災死者・行方不明者を超える日本国内における戦後最悪の自然災害。
- 3月17日 円相場1ドル=77円台の史上最高値を記録。
- 5月24日 布川事件（1967年茨城県利根町で発生した強盗殺人事件）。再審判決公判が水戸地裁土浦支部で行われ、無罪判決。発生から44年。
- 7月24日 地上アナログテレビ放送が停波。地上デジタル放送に移行。
- 9月17日 貧困と格差社会のは是正を求めるウォール街占拠開始。
- 12月31日 指名手配されていたオウム真理教平田信が警視庁丸の内警察署に出頭。翌未明に逮捕。



【やんばるの森】松崎暁史委員撮影

## 編集後記

九州弁護士会連合会は、九州8県の各弁護士会で構成される組織です。その活動は多岐にわたり、九州各県の委員が集まる各種委員会活動も活発です。人権擁護委員会は、本書の冒頭に掲載した「ハンセン病問題」を契機に本格的な活動が始まりました。

当委員会は、被害を訴える方々からの人権救済申立を受け、あるいは職権によって調査をおこない、その結果、人権侵犯性が認められた場合は、国などに対し警告や勧告等の措置をおこないます。その事案のほとんどが、九州各県にまたがる広域的な人権問題や重大な人権侵犯、あるいは、このような問題が、九州のみならず日本全国に波及しうるようなものばかりです。また、当委員会は、シンポジウムなどを開催して、広く一般社会への発信、提言などもおこなっています。このような活動に端を発して、国などが動き、あるいは具体的な被害救済に向けた集団訴訟が各地で提起されたという例もあります。全国的にみても、当委員会の人権擁護活動は、先駆的で自由奔放な歴史的経過を有しています。

当初、本書は、活動成果をわかりやすく記録として保存し、また、新委員となった若手への情報提供を目的として企画されました。私が委員になりたての若い頃（？）、諸先輩の活動にどういったエピソードがあったのだろう？と興味をもったものの、断片的な情報しかなく、正直なところ、あまり理解できなかつたという思いがありました。

——先輩が後輩にまとめてレクチャーしてくれないかな？

若輩者の私は、そんな淡い期待を抱いていたわけですが、まさに光陰矢のごとし。その間、社会では、どの時点をとらえてみても、多種多様な人権問題が発生しています。ですが、私にはどれも似通ったものに思えてくるようになりました。一見して関係のない水俣病問題と福島第一原発問題をみると、いずれも国策の一貫として営なまれている私企業が起した大惨事ですが、それに対する国の対応といえば、重要な情報を国民に対して迅速・適切に開示せず、被害防止対策のための発生原因の調査は遅々として進まず、抜本的な対策が施されないまま時は過ぎ、事態は益々泥沼化していくようです。福島第一原発問題では、未だに放射線物質の流出さえ止まらず、被災者の方々の不安と苦しみが続いている。水俣問題に至っては、57年が経過した今日に至っても、抜本的解決が図られていません。それどころか、本年4月の最高裁判決により、これまでの国の認定基準の甘さが露呈され、被害者の闘いと苦悩はこれからも続きます。

また、人権問題は様々な面で連鎖的な繋がりをもっているようです。本書紹介の中国残留邦人問題は、1世の方々の人権問題を扱っていますが、あらたに2世の方々の人権問題が浮上したことから、すでに当委員会の実態調査と検討が始まっています。

さらに、人権問題のほとんどが、決して一部の人々や地域にだけ生じる特殊なものではないという思いを強く抱きます。本書で紹介した沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故は、広大な米軍基地を抱える沖縄に限ったものではありません。昨今の日米軍事同盟強化に基づき、日本にオスプレイが配備され、すでに沖縄では日夜、飛行訓練がおこなわれています。ひとたび広域配備・飛行計画が実施されれば、オスプレイは日本全国どこでも容易に飛来し、その墜落の危険性などから、平和的生存権は脅かされるのです。また、国によって国民の集団的表現活動の自由が制限された本書末尾の事案は、あまねく国民の意見表明、表現活動に当たる危険性を秘めています。

そのようなことを思いながら、あらためて若い頃の自分の言葉を省みて、すでに先輩の領域に足を踏み入れていることに嘆息。これまで手がけた活動成果を書庫に眠らせてはならず、これから的新たな活動の指針にしなければなりません。とにもかくにも若手への橋渡しをおこない、当委員会の活動を一般の方にも知ってもらい、あわせて、これから法曹を担うロースクール生には、人権擁護活動の「生きた教材」を提供することになりました——当委員会は、やりはじめると少々欲張りなのです（笑）。

そのため、本書は、一般の方や学生にも親近感を持っていただき、新委員には、活動ガイドとなりますが、なるべくわかりやすく紹介し、エッセンスのみを紹介しています。大部な意見書や報告書などの資料掲載は、九弁連のホームページ（<http://kyubenren.org/>）に譲りましたので、そちらをご覧ください。なお、事案の中には、人権侵犯性が認定され、国などに一定の措置を行っているものの、事件関係者の年齢や要保護性、事案の特殊性などから、掲載を見合せた事案もございますので、予めご了承ください。

最後に、当委員会は、今後も多種多様な人権擁護活動のため、日々の研鑽を積みながら、志高く元気に活動を続けていきますので、今後の活動にもご注目いただければ幸いです。そして、当委員会の人権擁護活動の趣旨をご理解いただいた多くの関係者の方々、写真、新聞記事の掲載にご協力いただきました宜野湾市やマスコミ各社、多忙極まる中、快く本書の執筆や編集に携わっていただいた委員や事務局の方々に、心よりお礼申し上げます。

2013（平成25年）年10月  
九州弁護士会連合会人権擁護委員会  
我那覇 東子

人権白書  
—1995～2013—  
2013年10月25日発行

発行 九州弁護士会連合会  
編集 九州弁護士会連合会人権擁護委員会  
〒810-0043 福岡市中央区城内 1-1  
TEL 092-741-6416  
<http://kyubenren.org>

